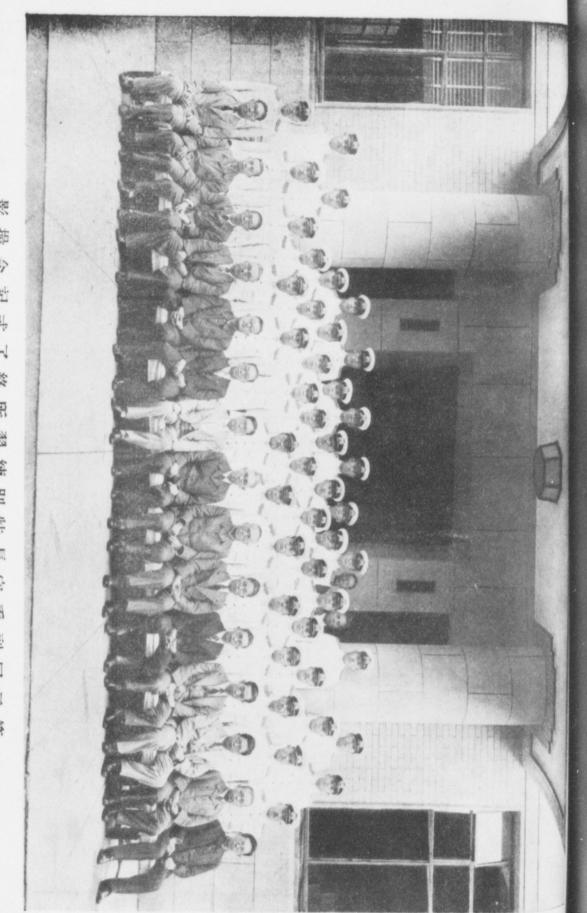




號十	第	號	1 十	卷四	十五第
の實際的効果受刑者分類手續	理は、とは、おります。 理は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	チス統一行刑	務的 手 續 ―― 事 湯 ―― 事 湯 一 事 湯 ―― 事 ―― ――	闘刑 す務 る作 私業 見に	收容者の生活様式
		3	3		(卷頭言)
ウィ	平		林	安	安
ウイリアム・エ	尾	1	英	達勝	達勝
リス	靖		雄	清	清
0	芦	元	关	噩	==

行 發 會 協 務 刑 法財

矯正図書館



秀 嵌 部 共 4 劵 严 四岁 蔡 别特 斌 4 產 里 11 窜

刑

政

+

第五十四卷

月

號



影撮念記會習講事農區管島廣



況狀習實會習講事農區管崎長

# 收容者の生活形式に就て

たであらう。 ることを想起して深 されることを知り如何に鍛練生活が る嚴肅なる生活態度や徹底した自律生活を經驗して初めて皇國の軍 刑人にして そして 翻 く考 つて 「燃ゆる大空」と云ふ映畫を觀た人があるならば、 へさせら 刑 務所に於ける收容者の れ るもの 人間の精神力と肉體力に影響するものなるかに齊 があつ たのではなか 現下の生活形式と比 65 人として恥 較して其處に非常なる差異の存 航空士官學校生徒の日常に於 しからぬ立派 しく驚 異の な軍人が育成 眼 を瞠

闘精神を振起するは勿論室内の 活に於ては實に血の滲む猛 理すると云ふ自律生活は聊かも有することなく裸身以て受刑生活を過し得る組織となつて 綴夫あ 活分業組 か らず空の荒鷲となつて天馳り皇國の爲に活躍する榮譽と衿恃に滿ちた空軍將 之に反し つて彼等收容者 私は帝國軍 織たる官 刑 用夫制 務所に於ける收容者は如何、 人の錬成生活と收容者の生活とは人の質に於てその は自分の肉體以外の始末は悉く他人に依 度に依 訓練 を受け 清 つて一切が辨ぜられる。 衣類 る そして彼等は質質以て日常生活を律し士風の作興と旺盛なる戦 の洗濯補綴の末に至るまで自身の手を以つて處理す 彼等は作業にこそ精勵するが所謂日常生活に於て所內 其處は雜役夫あり、 つて虚辨せら 目 的に於て根本的 衞生夫あり、 n. 自分の 校の雛鳥は其 に事情 ねる ことは自分で患 洗濯夫あ るの徹底 の校内 を異にす

あるが、 ものがあること 之と目的を一にする行刑の實踐的任務を思へば大に反省すべきものがあることを痛感する 現下の 狀勢に鑑み銃後一 は熟知して居るところで 億の皇國の民が悉く一致團結し時艱克服に當る あ つて之を同日の比を以て論ず べき限りでない 2 が 2 要 と」思ふも 請 ので 3 n 3 0

に官用夫制度が在る爲に一般 種の不便、 ると思ふ。 して將又社會生活に適應せしむる爲 も今後も尚之を持續 私は此 官用夫自身 の意味に於て收容者の 蓋し 欠點を考慮して現 現下の 0 體位が低下するこ せしむ 刑務所 べき價値 行官用 に於け 收容者が自己修練の機管を失ふこと、 生活 夫制度 あるもの 2, 0) る收容者の生活形式或は經 形式の基礎的問題として所 教育的効果を受刑生活 官用夫制 一に到 とは 達したものであ 信じ得 度が赤字整理に依 6 n な の上に獲得する建 らうが 謂官用 營上 いのであ つて處理 又家庭經 0 點 夫制度の是非 之を抽象的 から或は管理 さる不合 齊 生 前 活 力 を檢討 ら観でも、 1= ~ 0) 上の點 理、 人間 協 等の 心を 完成 す から生 3 點 喪 更 0) 失す に具 の道 必要が より ずる る 體 種 的

を爲す る又自分のことは 來私共は自 虔の もの とも凡 念が であ 湧 3 分のの て自分の と信ず 起し 自 分自身で處 ことは自 協同 3, 體 験が最 私 分で賄 は經驗 理することは も克く己 犠牲精 is. 主 一義者では 出來る限 神 自己修 を教 かい 生 ないが へて異れそして り他 する 3 練 0) 人に迷惑を と思 初步的段 で、苦し 30 5 其 階 力。 ことも. 處に他 けぬ を爲すもの ことを處 嬉 人の勞苦に であ 5 世 0, 0) 2 何 對する真の報恩、 所謂教育の 0) \_ 美 信 條 と心 第一 得 步

せば臣 將來の勞働觀、 してはならない重要事項 從つて問題は單なる官用夫制度の存否論ではなく此 民の道を正 人生觀、世界觀を決定する重大問題の發足點を爲すものであり同時に收容者が今後如何に しく實踐することが出來るかの社會門に通ずる重要通路 と信ずるものである。 の問題は當然收容者の生活形式を決定し延ては本人 に相通ずるものなることを看過

行刑新體制が强調せられついあるの時私は識者の勇氣と決斷を切 望し 7 已まな Vo

安 達 勝 清

\_\_ 4 \_\_\_

# 刑務作業に關する私見

達勝清

られて居る。 論の有るところであるが、 刑務作業が受刑者に對して痛苦の方法として課せられるのか、 教育刑の强調せらる、時代に於ては作業の特質を以て教化善導以外の 將又教化の意味に於て課せらる」 何物でもないと論ぜ カン に就ては從來議

通 0 國家危急存亡の岐路に際り國民が悉く或は生命を捧げ或は一 すことが果して妥當な考へ方であらうか。また斯く處遇することが教育的であらうかを疑ふ。 保護を受くべき地位に在りと爲し、 爲になれかしと思惟し行動しつゝあるの秋、 然しながら此の致化的刑務作業論は果して不變の定説であらうか。 其の形式論的教育化された處遇に安逸の夢を結び所謂捉は 獨り受刑者なるものが之等の總力戰體制の圏外に在つて 切の犠牲を拂ふことも介意することなく、 私は特に現下の我が日本の狀勢に鑑みるとき、 れた理念の下 法律上の特殊 ひたすら皇國 に押し

て私共に於て之を直視すれば其處には從來の自由主義的刑務作業認識論を以てしては到底割り切る 刑 0) 現狀は 一般國民の愛國的行動に比し 一歩も譲ることなく、 進んで犠牲奉公の實践を果し 0 ことの出來ぬ幾多 1 ある現況であ 0

\_\_\_\_ 5 \_\_\_

生 0 行 政治 の理 世 行 0) 必然的 理 との 念の るが 家の 間 故 に根本的 に兹に であるとす 政 建築物たる 1: 矛盾 の必 刑務 要に依 るな 作業認 を必然的 行刑の らば 融論 つて建てら 現時 樣式 に感 0) 1 じ其 0 再 如き臨 以 6 變動 味 0) n 改 を試み た上層建築物 造 戰 to 生ず 體制 を見なければ真の日本行 んとす る。 0 國家機構の上に於 るも 而して なりと解して ので 若 ある。 し現代の行刑 居る。 ては國 刑 to 運営す 從つで國家の政 家の行 理念が本質 3 ことが 刑に要請する建築様 的に 出 治 自 理念に變 82 由 主義時 0 では 動が

100 1000

は凡ゆ で居るも 30 試みら 々をし 務作業 即 る犯罪 して近代刑法が自 れたことは規則的な生産勞働を囚 のである。 T 精勵なら 0) も定役は痛苦であると云ふ建前を以て賦課したものであることは我が國の現行刑法典に依るも 史的沿 傾向や誘惑に對する抵抗力を培養するもの 由刑の中にも禁錮刑に して 革に徴するに 然し同 しめよ 0 刑事政策的施策であつて刑罰 由刑制度を採用した結果自由 懲治場は當時ア 然るときは彼等は 其 の制度は は定役を要素とせず、 4 人に賦課することが囚人に高い道 ステルダム ア 4 正直なる民となら ス テ ル 刑受刑者に定役を課 0 万 要素として刑務作業が取扱は に氾濫して居た乞食、 と考へら 4 0) 反之懲役刑には定役を課すことが明記さ 懲治場に其 んとの見解が肯定せられ今日 れ所謂秩序 0 するに至つたのは主観的 淵源を發して居る。 と勞 徳的價値を與 無賴の徒、 働 ~ の教育を原則 れた 浮浪 のは後の世の へるもので に此 人に對する救貧、 同懲治場に於て初 としたハワ 0 に見ても、 ある、 思想が流れ及ん れ前者は單な 5 明 また勞働 瞭で で あ F. 0

である 0 ぬされ、 になっ であ ち ら生じて來たも 才 ランダの て刑の て居るのではなからう 作業たる勞働が從屬的なものであると云ふことを斷定することは 制度の補助方法の 面國家の權力行使の範圍が縮少せられ受刑者の國家に對 2 モ 目 ン ・ 的 のではない。 バ ン・デル・アは勞働と云ふ要素を自由刑の核心となすものであることは決して應報主義の本質 そうと試み後者は拘禁の外に定役賦課の效果 ---であると見るに過ぎないと云つて居るが私は此の所論に對しては賛 應報主義にあつては自由刑の本質を自由の剝脱それ自體に在 か。 何故ならば定役が從屬的な性質を有するものとすれば受刑者の負擔がそれだけ輕 する自由保障の限度が擴張されることになる を期待するところ 刑罰に付て餘りにも自由主義的思想が有權 に特徴を表はして居る のとし勞働は從屬的なも 成しかねる。 定役

かい 或は動機 なりと解す 感情に依つて見ても定役と云ふもの 0) は拘禁狀 種の傾向が の他身 心態の外 で有す 30 所犯の悪質なるものに對し 濃化して居る。 面 3 己ならず現在に於ても に定役が附 6 因 0 として り作業の種類、 加されて 例證されることは妥當で 尤も少年受刑者に對 を懲罰 居ることはそれがス ては禁錮刑を言渡すことなく懲役刑を宣告する司法裁判の上に表はれ 時 例 間を斟酌する規定が監獄法に表はれて居るが へば選擧法違反、 的 加重 一刑とし する作業が特に教化的であると云 は ない。 示 7. 取扱 治安維持法違反の リツ 之は寧ろ例 中 つて居ることが明で 娛樂で ない 外的 處罰に 限 又は監獄行政の便 b 主 ある。 閼し所謂常習的 ふことや、 觀 的 このことを以て刑務作業 にも 又改正刑法假案に於て 客觀的 成年受刑者に於て 宜 選擧ブロ 的規定と解 1-たる法 0)

まで 刑務作業即ち勞働は自由 刑 0) 加 重要素 と考 ~ るも 0 であるが 併 しながら其の 目 的 が痛苦の 7> に存

0 20 所論に 承服する ものでも ない。 さりとて教化のみ 0 所論に も賛するもの ではな

では 乃至療法手段とせられて居るからである。 已むを得 とでも本人をより良く改善せしむる意圖の存する限りに於ては東洋の倫理観を以てすれは最も積極的且直接的な教育 なるとい 作業の目 なく寧ろ場合に依つては逆に其の效果を高く評價すべきではあるまい ふことになるのである。 いことではなからうか。 的 は要するに被 拘禁者の主觀的事情如 此のことは或は刑罰の不公平を齎すとの非難を爲す者もあらうが 而して かいる説を採つても刑務作業の教育的乃至倫理的價値を全然否定する 何に依り、 或者にとりて か。 は痛苦ともなり又或者にとりては教化とも 何故ならば 人に痛苦を與へ 現象的 ると云 には蓋 .8. 6 0

=

勞働を賤視し賃金勞働を目して精神的自由を喪失せしむるものと嫌忌する思想は現代に於ては ふと勞働の倫理的基礎として 人にして健全なる精神と身體とを有せむか必ずや相當の勞働を爲さねばなら 不通の 思 想 で

人に對 容易となると論ぜられ、 依つて精神的、 くは類似した作業に就くことは、 人は勞働を愛す して規律 肉體的 的な勞働に馴致せし ~ 、き倫理 健康を保持する手段として刑務作業が最も有效なるものであると同時に囚人が前職と同 刑務作業を賦課す 的 義務を有するものであるとせら それだけ手慣れた仕事に復歸し延ては釋放後の生活即ち更生生活を確立することが め、 孤獨感と云ふ様な種々の煩悶に對する絕對的必要なる抵抗力を涵養しそれに ることに依り之を通じて囚人に對し所謂道德的性格の擴充發展を期待す れて 居る。 而して 行刑 面 に於ては無爲徒食をして居

ことが出來るとの見解を採つて居る。

裡に於て更生すべく折角の技能も既に役立たなくなつて仕舞ひ更生の機會を失つてしまふと極論 狀況からしても其の刑期中は前職の技能を拋棄し他の作業に服せしめられた結果、 然し之に對し相當有力なる反對論もある。 即ちバ ルガの 刑 奴論の中に は多 くの囚 人は其の能力 釋放の曉には經濟生活 カン して居る 6 云ふても又四 0 競爭

の如き條件を附し より生する弊害は遙に大なるものであるから作業を賦課することの教育的乃至倫理的價値を否定すること ことに努めて居るのみをらず、 在ることを看過せない結果ではなからうか。 見込ある職業及其の刑期を考慮することを要すと規定して居ることは刑務作業には這般の弊害を生ずる特質が多分に 然し何づれにしても刑務作業が施行さる 太利刑務法第百十九條第二項に現在の作業種目に付選定を爲すに付ては收容者の過去の業種並に釋放後從事す たる刑務作業でなければならないとせられて居る。 假にバ ルガの言ふ様な缺陷を招致するものと假定しても刑 ム以上其の利害得失は當然考慮さるべきであるから之に關し 勿論現行の我が國の刑務作業も亦バルガの指摘する様な缺陷を是正する 即ち。 務所に於ける無作業の狀態 ては凡そ次 は

- (1)刑務作業は受刑者に對し勞働意欲を喚起せしむる手段であらねばならぬ
- (2) 刑務作業は勞働の趣味及慣習を啓發し且智能向上手段であらねばならぬこ
- (3)刑務作業は受刑者の無規律性と怠惰性を矯正する手段であらねばならぬ
- 刑務作業は受刑者の釋放後に於ける更生々活の礎石たる性質を有せねばならぬこ

改

造

は勞

0)

(5)

四

0 機能を有す 刑務作業の 國家は受刑者に對して教育的 處で 刑務作業の性格と稱 性 格は 其の第二は刑務作業 應は右三 せら 效果あ 原則の れ 7 る作業 べは痛苦 基礎 居 るも 0 を賦課 を目的 0 1-に立立 を要 として する義務を有すとの 0 6 ると其の第一 のである はならぬ 2 とが 多 は 勞働は勤勉 三原則 分に教育的要素 指摘 され を抽 出 なる性格を養ひ人格 す を有 3 ことが出 たねばならぬ。 來る。 を改 從つ 善す て現 0 第 る 代 根

先づ私は從來の 刑 務作 業の 思想性 格か 確 8 る必要が あ ると思 \$

- 10

なる處遇 即ち受刑者 者の假釋放 もので へるのであ 主眼とす は從來の 義務の觀念に依 より あ が、國 0 解放の 刑務作業に る。 自由主義思想の所産に他ならないのであ 社會復 此 理 0) 絕 0 境 111 つて 域 對强 2 は受刑者と云 揚棄 對す 2 1 權 は 向 前科 る認識は せら 行刑 0) 0 奴 で押 れ 盖北 1 時 關 3. し進 其の 共 f 代 す 0) 3 8 0) カン 思想的 凡 至る迄公然政策 自 6 6 ゆる法 地位 由と權 礼 解 放せら 根底が なり 現 代 利保 規 れ受 或 0 0 行 施 は 自 障 論 刑者に對する恩惠的 行沿 刑法 **處遇なり** 由主義思想の の大憲章的法律さ として論議さる 革 1. に於け に依 を歴 0 て見る る受刑者の 史 上 の的に眺 1-基礎 ムに至つ 制定さる も明 思潮 める を置 地 が擡頭 なる史的 歩が たことは權力より解放するこ V 7 に 權 受 打 5 至り、 事實 利 刑 次 的 樹 で V T ある 更 で恩惠的思潮は權 確 絕 6 1 保 2 n か 進 ず 70 3 んで る 國 6 家の 6 產 は受刑 に あ る。 至

な からうか に右 の原則 0 第 顧みるに從來行刑上の 解釋 として闡明を缺 いで居た勞働の 意義に就て 再檢討を加へ る必要

V て 居たので 體行刑人は あ らう 此 0 勞 かい 0 意義を果 て倫理 的 0 3 のとして意識して居るの 6 あら 5 から 將又經濟的 價值 重點を

なら 用 0 0 C に受刑者に 伝據が何 分配を受 元來勞 價值 産する手段として して居るの 務法 あ 0 は勞 らう 委員 te 認め 而 づ 論是 17 れ to 命 色 3 嫌忌す 返され C. 私は勞働 0) 1 みに 居る場 對價 在るで はなな × 小委 此 の意 の勢 非ず 0) として ても 3 員 いであらうか 味に 合も 人間 働に從事することに依 もの 會で あ して其の が特に受刑者の 其 6 此 解 うか。 の意識 6 は再 の人 あ る。 0 3 あると云 必要 犯 格的更 れ 人の徳性を練成す また だ 的 7 の不 が現實 居 な例 若し然り を充足する る。 ふ論者が 減 行 生を齎らし再 人格改造の 刑の實 體 少的 勞 活 0) 行 働 とせば其 動 傾 つて人格を改善する根本的機能を有 爲に 刑 to と解さる 向 績として之を實證することが出來るであ あ HI 上に D. 1= ることに 於て 各人は生産 なる 所 犯者が減 之れ の結果として生 斯く 謂匙を投げ は其の 人間 場 支配的 等 在ると信ずる 合 の生活活 0) 少したと云ふ實證 倫理 塔 0) 专 爲に勞 な地位を た結論 あ 働 的 る。 嫌忌者に 動 ずる勞働の 價 更に又 働 0) を認め 値 の道義的 總 も經 占 稱 的 對 濟價 社 があるであ T 效果の 居る。 居る m て勞 寸 義務を有 て解さる ると云ふ思想は果 値 人は共同 6 6 働 それに 混交 差異は大き 0) 强制 6 5 とは らう したる認識に すると云ふ意義に於て 生活を營む かっ 0) -奶 力 信じな も拘らず 效果を今尚 規律あ 合が V -あ 九三七年 もの 50 爲 る。 る勞働 て其の 犯罪者と云 と云 於て之を活 に生活資料 私は人格 信じて居る 思想的 が如 はね は 0) 國 何

to 規定した 近公布さ んるは作 n た改正 業の 萬能的 治安維持 效果を百年河 法に於ける豫防拘禁に於て 清 0) 思ひを以て 待 は其 つより 0) 被拘禁者に對 8 訓育、 訓練が し勞作 人格 0) 即ち 外に 德性 訓 育、 改造に遙に大なる 訓 to 3 5 效

果が期待され

T

る

るか

6

では

な

力

らう

はなからう また第二の ね ば 順 L な 6 たる方面 ぬであ 原 则 らう。 として掲げ に推進せしめ も耐 共 會教育 處 6 C 6 は れ 的效果が顯著なるもの 刑務 た刑務作 れて居るで 作業は受刑者の 業 あ 0) らう 社 會教 か C. 個 育 あるとす 人本位 的 效 果 0) 6 るなら 作 亦 過 業 たら 大 な ば る評價 刑務作 ね ば をら 業は盆 と期 87 待 然るに 一次教育 に其 0) 現狀 誤謬 的 要素 は to 果し を可 犯 L 及 7 T 斯 的 居 3 3 取 0) 入 C

は 第 罰その ばな 罰即ち國家の 刑 0) 原 は 5 す 保護事 ねばな 则 82 れ ば國 0) 目 依 業又は 加罰 6 1 机 刑とい 陷 82 は ば國家は義 2 意思 入る 國 厚生事 家の で ふ名 と反 あ なるであ 秩序乃至法益破 に於て 業 務 6 對なる方向 50 とし と異ると 緩 其 て教育 6 和 う。 0 に向 結 緩 ころなきに至 変更する 壊者に 刑罰 果 的 作 國 0 家は 業を受 0 て受刑者 ことにな 對 して 刑罰 性 刑 るであら 教育的 者に賦 を抹殺する 0) 執 3 處 行 0) を開 遇 To う。 效 を進めて 課 果を は 世 始 ことは ある す ね 期 3 ば まい と同 待す 行 な 所 力 6 か。 る爲 時 謂痛苦 ね 82 ば に 2 更 に凡 なら 2 刑 1 を減 罰 極 ゆ な か 0) る方法 言す -g. 嚴 る 2 3 力 2 脯 性 n 2 1 6 ば とで を自 を講 な 或 刑 3 務 0) は あ 6 では 所 拋 T b 棄する 刑罰 は 學校とな あ を緩 ま 的 す n 和

的理 負 は序に刑務作 曲 b 刑務 作業力 が經 經 濟又は財政的見地に於て考 を强化する場合に於て消費的な刑務經營を少 濟的 乃至倫 理的 理 由が考慮され へられ來たつた思想の 3 時に、 しでも積極的 受刑者 誤謬を指 0) 更生に又は素質 に經營强化することに依 摘 して見やう。 0) 向 即 J: 5 1 經 合 目 的 0 的 て國家 乃 义 至

思想が 的 的 此 的 る 國家の て受刑者の 7 0 0) 家時 矛 獲 6 刑務作業を强化 き 盾對 0) 觀は 經濟的乃至財 である。 解釋 全に 易に 行 理 代 せん 稻 念を以 に在 刑の 個 1. 保健衛生 か を舉げ 確 清算され は行刑 とす 人主義的 認し つて 濫し 理念として 3 て る行刑指導精 n は最早其 0 得るところで 構 教育 此 政的效果を擧げることを主 す 0) T 新し 又は自 0) 1 成され所謂文化主 べき理論的根據の發見に苦しむ 间 居 あるの 種の 的世界觀 上の るの き は國家統 の調和 1由主義 刑務作業に 矛盾的現象が起るの 點より見て、 が通説とな で 神 あるが ある。 との間 を以て調和 治の上 的役割を果すことは 的思想の上に其の基調を置いて居るの 現狀は 一義を高 對する世界 つて に本質的な對 此 には また其の のことは從來の如 居る L 唱 15 到 得るとして其の 目的とするから受刑者に對 底承繼し し來た 刑 は畢竟するに國家の が の實践 觀が 强制 立矛盾 經 ものである。 出 つたも 至難となつて來たのであ 作業が 府 來上 者も受刑者 得ざるも 叉 は財 が存在するとされて き國家と受刑者との 0 理論を展開 つた結果で 本人釋放 であるが爲、 政補强の のとなって來たことは 何故ならば此の も欣然學げて國 犯罪者に對する要請 後の は が其の特質であるから現 爲 し來たつたの する直接の教育的立場を無視 職業生 あるま に受刑を 國家が生 る。 居る 間 活 V 種の 防產業 から に於 同時に從來の 0) 死 で 勞働力 目 保護的役割 現 と行刑の け である。 の闘 あるが 的を有する刑 に参加 下の 3 權利義 頭に立 を強 刑 L 務作 代 行 元 而して刑法 教育的效果を直 力 務闘係の つて居る様 刑指導精 0) 來 6 業 如 務作業 國 此の する傾 見て の實狀 き全體 家の 行 6 對 期 刑教育 は勢 神 學 向 な場 主義 カン かい V. かい 15

放擲して、 して 0) 基 的に ねる。 0) 0) J. み偏して考へることも正鵠を得たものではない。 作業概 私は日本的思 に考へられたもの 念を 刑のもつ贖罪性のうちに求めたい。 想、 日本的世界 であることを思はねばならぬ。 觀 の基礎の 上に從來の權利義務思想乃至 受刑者は作業を 總てそれら 世界 観の 大い は功利 なる轉 通 的思 共 は抽 換は 想、 0 贖罪の これ 象的文化思想 物 6 的 行を行ず 0 思 もの に基く 3 基礎 曲 もの 主義的 作業概念を to 强 として類 搖が

は

れるの

であ

とを痛 刑者の 權利 姿こそ實に き思ひをしたのであ 觀を呈したの L 先般或る國防作 ての贖罪の の義務が ち to 積極的 満ちて 悉 作業理念が現實に展開し、 くが 現 で其 居る。 従來の せめて 國家に在ると云つ 下 出役を懇請し、 に要求することも 一方法とも考へら 0) 行 の選擇に第した結 業 る。 刑の 0 如 0) 奉 き國 出 して此の現象は現下牧容中の受刑者の全部に現はれた全的現象であ 實 果せる哉、 仕 役に 一般を如 家對 として 彼は異口同 關し受刑者中より 受刑者、 12. た な 國 様な色彩は其の跡方もなく絶ち切られ い所謂國家、 質に物語るもの 選ばれ 防作業に参加 果、 切の唯物的功 或は奉仕の勞働又は御返 受刑者對 音に國家非常に際して 刑務所に赴 た受刑者の 役 出 役人の 利的思想は揚棄され、 人、 で從來私共の待望し來たつた真の日 して 役 いて各各本人に付 希望者を募 作業 吾 受刑者の三位 對立 2 0) は 的 へしの行の姿となって居る。 實 囹 感情は毫末 に識者の絕 0 固に在り、 た。 を披歴し ----然るに 探否を決 體の姿となっ 受刑者が作業に就くことは國に對 た 其處には受刑者の新しい世界觀より もなく、 潜 其 を受け V との 民の 定す 0 應募者 道 又受刑 熱 る て國家を思ひ 0 本行 こととい を完全に盡すことの 烈なる懇請の 進 は 此の奉仕が贖罪の 者が國家に對 豫定數を遙 0 刑の姿が顯現 行して居るの て、 なつ 從來の た。 みで洵 臣民 2 で ころ 0) 如 して法律 道を践む ある。 に眼 す 出 破 く刑務作 た 姿 3 かい す 0) こそ自 臣民と な 頭 で 上 募受 上 0 0 V あ 0) 0 0

眞 の姿に受刑者 の奉謝精 主義思想か 神 が現はれるのであつて、 6 の地位 蟬脱し つて受刑者が た真の を置くことは決して文明の大義や人道の通義に反するものでな 自律的 日本行刑の姿でなくて何であ に日 此の思想は古來我が日本の 本行刑の指導原 が理に随順 5 うか。 倫理通念に即した姿に外 した姿なので 奉 仕 贖罪は あ 報 る。 酬义は對價を要 寧ろ彼等が な 6 ない かい 求 0) C. 世 な あ 的 更生に る。 V ころに 而 步

る。 人が 心 者の 力 らの奉仕に生きた時 場合でも 耳. 同 様で 0 て達成することが出 あ 初めて奉仕が生む最大の能率が發揮せら つて彼等が真に奉仕の 來 る。 姿に立歸 0 た時 に れ其 最高 至善の 處に眞 成 に魂 果を獲 0) 筂 得 0 せら た 成 果が n る。 造 また b 20 6 原 礼

進した姿であ

唯物

网

面

1

る。 由主義的思想が 億 心 は聖戦完遂 0) 結 潜んで居るならば吾々行刑人は 東は 残滓す 0) 爲 1 る個 一億 人 心、 主義乃至自由 國 民の 吾々の 强固なる結 主義的 責任に於 思想を完 束 2 て之を速に艾除す 拉 全に 足 0 道 刈 b 0) 取 實 ることであ 践 te 要 ~ きであらう 請す る。 る 2 若し と極 ことを も今 8 7 確 尙 切 行 なる 刑 部門 è 0) に かい 自 あ

### 監 獄 業 運 些 0 法

### 獄 特別會 計 運 用 0 事 的 手

き次

第二 司作 1業 打合會營 議 DJ. 1: 九 月 號

第三 0) 活 動

第四 計事務 程 部 0) 用に付て 特異性 O 以

第第六五 務章 性

资 金 0) 運 用

#### 作業打 合會 議順序 至自 月十八日名日)

打

レタ行べ

チ監獄作業ノス

最七

モヌ

重 ガ

要ツ

ナレ

階共

ト 獄

銘 業

記惹

ル段ト

und boom

刑力

龍 コ

10

喞

國家企業

及

1

地位ヲ確立

ス

12

ル共七イ

スト

2. 1. 民 本 年 度 度經營方針 ノ報 以り見透 告 說明 質 蹟 第 較檢討 一科長

> 經 現 營 地 / 3 取

現 統 制 統 實 正ヲ要ス べ改 正ヲ要 牛 ス ~

點

勞務管 法 規上 理 改 底 方策

打 合

年. 年 废 度 ノ経管 上 實蹟批 1 方 針 夠 本部

側業種別擔任

各陸ヨリ方針

1 成明

第 收支豫定表 事 項作說 要 三 0

カスコ間康 職徳七年度ノ際 ・ル・本年ノ第 ・ル・本年ノ第 ・ル・本年ノ第 ○○回計○○萬四 の回計○○萬四 の回計○○萬四 の一個計○○萬四 の一個計○○萬四 の一個計○○萬四 スデ曾〇一ルア計〇月 デッ質〇作アテ施圓業 ラ其四中打ウノ年エ合 が勞度賃 更多

現在 地 位 使 命 = 付 客年 作

收 任ヲ 向ヨリノ注意ヲ参照· 以ノ迅速、購入ノ慎重 額 テヰ 保、 事務手續ノス 慎重等二付 續ノ迅速 セ ラ ガ 度イ 妙ア テハ特 7 在庫品 10 三留 留意サレ度イ 仍 テ 國 I. 直質及貸借並 1 金/借入 金/借入 貴 一 貴 瓷

經 1 堅 Tir

揮ニルの

0

需要者ノ信 爲 納期 ---範ヲ示 嚴守、 スノ 心組 ヲ 博 ス 一 傷 頼 ヲ 博 ス ー の 製品 ノ 以事ル優 二良、足 テ務 研ノ究各 ル 引 経管ヲ爲 管 2 質 理 後せる正マク 1 適 レヲボ正 度 期 バ等 シナニ Est: ラ特 獄作 X == 0 注 コ意 カ レシ ガテ

= 利 潤 ラ適 IE.

於 木

テモ

PS7: 於

概念ョリ本年 温獄作業ニ對ニ

皮ノ 想 調 向

ゲラテ

コ新最レタ善

ニシュンタカ

真義

1-ス

現

在

階

ノ各

段位

1 7

傾

注

ル

カゴ

力 7

ル觀 認識

業

經

答

上

特

---

留

意

要 A

望

ス

n

點

7

ラ

L

1

年

作

業

入數

第 年 付

ハテ

部

-1

テモ

標

コノキル

ルテソ

遂

ゲラ

V

iv

Æ 学 兹

1

デ 膨

1

ナ

イの

ニ懸ツ

0

ハノ 徒成

否

1

二二年

クメ

二數

的

服

ニ安住

イ ○ 眞三國家企業タルノ眞價ヲ發揮安住シ或ハ舊觀念ヲ墨守スルコトニ作業ノ實績ニ懸ツテヰルコトデアル以テ特色アル我國行刑制度ヲ確立ス

别

會計

ヨヲ安定セ

シ

徒ァ利 7 潤 = 12 ---ル。特ニ監獄か ・経濟情勢ニボ ・大の業ノ要 經 Z 犹 付 ル作テハ 管ヲ 合理 7 收 支 化シテアの根本がア テ 豫 定表 適 IE. シノ テ性ル 價 ノ引價 下グ 格 格ヲ 一質 ガ 算 成 時 = ル努力ヲ 定ノ 照正 1 -當 利 シナ 潤 基 テル " クテ具地 潍 多 3 3 A D 丰 V テ ラ體 ヲ ハ ヲ シ的 バコ望必要 ナ 須ス 4 = V h ル検 ラ ヨガ條ル ヌリ如件 討決 =1 心 ハア勿不ル論 + 其 定 掛 ヲスル ル基 場 合

ル引本コエ年

質

及

货

借

差

1

合

計

(件 萬)

ルアデ

コ 支

= 0

確〇

保圓

ス差

V

ヲ

足現算

出

度

, 度ノ

作

業

收

-

ガ

豫算執

行上

7 デ [0]

ガ

之

ヲ

以

・テ

U

1

3

-j-

0

收

人

=

ス 及

又

業

餘○○ヲ加利

萬

過

1

資金

前給

リ萬

[[]

V

モ

資

金

デ全ア部

年.

收

盆

5

E

餘剩利

用

ル牧

○ 金色

本付年

運轉

セザ

り多

額 登

り牧 金ヲ

な証ヲ 有

上資源

監 計 更

スナ上

ラ ニ

乗収入ハ○○

京金ノ増加ヲ計

「モノヲ各国

---

ヲ要ネ此

超望バノ

スルラニ

+ 囚改 大労力ノ 二人正 過 ギ賃 N / コエノ営 コ値 評質監行 趣 獄ッ作タ 作 理 業 業ノ 解 賞 1 1 與金 工一 賃般 人勢カノダ 7 比 = 計考 率比

16 ---

賃値 就業 刑 者 增 加 7 樣 注

六、統制 作業ガ増 年本ルコ ルハ 加ス 額 教言ヲ要 ガ單 ルデア 平收 入 ---ガ各監 10 ランナランカアルタサンクサンクサンクサンクサンクサンクサンク 特 タセガニアラ 係ズ上シ 賃 十貨 本テ 借 年 工 差 度賃 1 委貸 確 保

ヲ篤 部部 1 -徹底

三付

アツテ二元的ナ經營デアン 働カセ遺憾ナキヲ期セラ 八當然本部各監 メタルモノナル キコトアリトセバ重 整備强化 フ本部 编 一付 八部院中 [11] ガセラレ度イのひ 1 テハ 重ル流主義 係 H N 次 名 器 果 考 -1 下考 フジル }-能ニモ質的総の米ダエノ 在シ各監ノベシの統 ノ活 0 必 動 コ至 又本部各 ラ來タ 管の鈍ル 完全 創意ヲ V 1 - 勢 依デ

本部 割 掛 率 丁ノ設定

制經營實施 各監 ノ連絡等ノ活 温ノ為本部 A等ノ活動ヲ爲スニ至リ人 経等ノ活動ヲ爲スニ至リ人 ア各監ニ割掛スルガ諒知セ 料ノ入手、各サニ至リ人員ノ増加ヲリニ至リ人員ノ増加ヲリカニ至リ人員ノ増加ヲリカニを 加ラ要スル

監獄

年度作業收支表 業種名 货 方 方 借 作 費 入 業 收 津 額 係 任 [1] 用 費 前年度越儲庫品額 A III 給 費 成 費 材 素 III 4: m 料 成 前年度越未收金 III 費 消 耗 裝 及 運 年度末儲庫品等豫定額 包 搬費 作 坐 費 謎 辔 ĮĮ. 用 費 修 費 器 補 機 修 1年 業 賞 與 金 費 雞 賃 N 人 前年度越儲庫品額 年度越未收金 貨 产 差 借 借 計 計

定額を基礎として貸万欄、作業資及囚八工賃、貸 が決定せらる」のである、 き限 合と雖も 0 責任を以て確保すべき收入額である。 一應は官司業 として換算し掲上してゐる 本數子は委託作業が豫想せらる人 悄差 この 收人豫 金

7

業 食給 一付 會議 テ = 席 せ × ラ 4 度

食ヲ 給與 3 ルコ コトニスル 発質 一致施ノ ガ不充分ナ 12 -食鬼ノ ョ件 1) / 叉 下 出 = IV ス特 樣 ル別

注 モ ノナルヲ以 レ度 テ其 10 ノ濫用 7 愼 2 ムト共 = 共 1 實 費 條 效 ヲ。果 か

□○、民業トノ競合ニ付テ 監獄作業ノ生産力が漸次國内 動向ニ留意スルト共ニ重要ナ 爲さる人のであるがこの場合は從つて作業質支出に於て豫定を 作業打台會議の席上各監合業 定して之を年度の實施旨畫とする。この計畫を確保遂行する を累 とに本部と各監との經營の重 ねて年間 中に於ける各監 要ニ酸ナ至内 行業 り豫定表の各項目に付 を超過するときは豫算 點 ルル同 當然に作業收入も亦増加される超過するときは豫算増額申請が が置かれねばならぬ コ業 動向 種 向 ト 者 中 の収入支出を數 此せらるべ 力優 付 ロテハ直チニ本記 のラズ。常二同語 き作業 て充分討 いであ 字 的 部業 、收支豫 ア に決 = 者 iv 30

めらる」ことが 業収 又豫定表 作 成 に付 說明 す

原則

にしてい

作業収入の

伴はざる作業質

の増額

申

は認

借方欄

毘該年度の危 作業収入豫定級にして各盟級とは生産能力及受証關 監は經営上特別 支障

せらるゝことゝなつて居る。但しこゝに揭上する金額は貸方 ては成工し賣却ぜらるとものとして囘收責任額の外に揭上 ては當然本年度に於 前年度越 總額を掲上 儲庫品 する。 成品及年成品の前年度よりの繰 とは前年度よ て成品に付ては賣却せられ、 り繰 越に係る成品、 半成品に 越高につ

額を掲上 にして本年度に於ては収入せらる」ものとしてこれまた回收 責任額の外に加算せら 前年度越未收金とは前年度より繰越せられたる收入未濟額 する る 7 0) であ 50 これは 貸方欄 にも同

做して加算することを立前としてゐる。

の前年度儲庫品中の成品及年成品の價額に

一割を利益と見

掲上する。 (儲庫品とは在 作業収入とは以上 品上 ) 及前 述 ~ 前年度未収金とを合計した 年度越儲庫品

(5)なつてる 成品、材料素品その他の物品の懇類と胃か、これでは生度末に於て當然豫憩せらるゝ在庫品例へば工場仕掛品、品、材料素品真の他の物品の在庫見込高の總額にしてこの類品、材料素品真の他の物品の在庫見込高の總額にしてこの類 別算 られ るも 度 定以上 のであ にて貸方懶 たる範 必得 る。これは當該 める。從つて年度市の毎回の 國以上に在庫 材 村素品費 ときは 8年度 9枚支属 することを許容しないのである。 末儲庫 を限定 資金 を計畫以上に死 9 μ̈́n 6.6 等豫定額に付ては決定せ 徐 に増額せらるゝごとゝ 局の總額にしてこの額 と一應切離して翌 いとして本 する 部 だけは か認 年 む

必要上現在に於てはこの餘裕なく極めて最小限度に抑制せらことが望ましく翌年度の操業上には有利であるが資金運用の作業經營上の立場よりみれば在庫高は能ふる限り持越とする 用上著しき支障を來すこととなるのであ

で一定の割合を以て決定せらる」。 のまゝ採用してゐるが、この金額は囘收責任額を果す爲作業費に於ては俸津より雜費に至る迄は全部歲出科目次に貸方欄に付き說明すれば めにそ

は別算にて増額せられるのである。また標準額より減額せら度末儲庫品等豫定額として持趣すことを許されたる金額だけせられてゐる。尙この標準配賦額の外に前述せる借方欄の年異なるが概ね囘收責任額の六割乃至七割程度を以て標準額と 例をあぐれば借方欄に於て囘收責任無百萬圓に對し年度未儲る、場合は後述の前年度越儲庫品額の材料素品高である。一 るべき材料素品費は囘收責任額に對する七割として七十萬圓 の前年度越儲庫品額は四萬圓としてこの內譯は材料素品二萬 庫品等豫定額 配賦額にして、この標準となるべき率は施行業種によつて而してこれ等の科目の内特に注意すべきものは材料素品費 成品五千圓、午成品一萬五千圓であるとすれば配賦せら て小計七十五萬圓、次でこの七十五萬圓より前年度として先づ決定し次に年度末儲庫品等豫定額五萬圓 として認められたる額を五萬圓とする。貸方欄

> 高四萬 へ掲上することは前述の通である。 品に付ては一割を加えたものを借方の前年度繰越殘儲庫品欄 なるが爲に標準配賦額より控除せねばならず、成品並半成 圓の内の材料素品は當然本年度に使用し得べき運轉資料素品の實際配賦額とする。蓋し貸方の年度末儲庫品 として繰越い材料素品二萬圓を控除して差引

囚人工賃

七萬五千圓として掲上する如し。
といづれも一人當一日一圓を算定の基礎としてゐる。從つて作業収支豫定表の囚人工賃は一ヶ年の就業日數を三〇〇日と見業収支豫定表の囚人工賃は一ヶ年の就業日數を三〇〇日と見る、付して記述に工賃及一日就業八員を乗じたる額を掲上する、例の上前五千圓として掲上する如し。 せらる人のである。尚本年度は一部の業種を除く外各業種共ふることとするが工賃は別に定められたる工賃表により計算工賃の計算に付ては後述の作業商程の特異性に於て説明を加

\_\_\_\_ 20

として借方欄に掲上せらる」のである。
として借方欄に掲上せらる」のである。
(質情差とは損益を意味し借方總額より貸方總額を控除した

價とし、 合せしむると大凡次表の通である。に利益を加へたるものを賣價とすれ 即ち賣價も分析して直接原料費と直接賃銀を加えたるものを素 要するにこの作業収支表を賣價と比較對照として考ふるとき こ加へたるものを賣價とすれば作業収支豫定表に之を適これに間接費を加算したるものが工場原價であり、更

間	*******	
接費	I	回收
囚人工賃	場	責任
素	原價	額へ
材		賣價
料價		
素品 費 (直接費)		

用に充當せらる」のであ と見做され此等と運轉資本とを轉々流通することにより行刑費 を確保することにある。これは監獄い場合に於ては何れも利潤 註、間接費は蔵出作業質より材料素品質を除く諸經費を指す) 作業収支表の狙ひどころとしては各案種共囚へ工賃と貸借差 30

監の實情を勘察して、本會議の席上でその所屬か夫々決定さる算上認められたる機器設備費並に技術者定員の範圍内に於て各 るのである。 尚作業用機器設備及技術者の増員に付いても、 當該 年度 の豫

然し現在に於てば統制經濟の强化に順應して本部統制經營を採充め各監で鼓舞し督闡でしむる方法として本部は各監に向つてため各監で鼓舞し督闡でしむる方法として本部は各監に向つてため各監で鼓舞し督闡でしむる方法として本部は各監に向つてでは各監ともその作業力は未だ整備で可監獄作業の進展し得べ 的活動に移るいである。故に會議は單に豫定収支の數字的討議出發點である。從てこの打合に基き各監は現地に於て愈々本格性ふに作業打合會議は當該年度の作業施行計畫の基礎であり にのみ終始せしめらるべきではないのであ る。茲二三年以前ま

> 面に突入したのである。 入り本部現地が一體となつてこの新目標に向つて進むべき新局 監獄作業の定定性と經營內容の堅實向上に意を用ふべき時代に用したる結果従來の如く各監に數字的膨脹を强ひるよりも寧ろ

營の堅實化を計る段階にまで作業打合會議は進んで來たのすべきや等に就て篤と討議し監獄作業の年間計畫を樹て其 には如何なる工場管理を爲すべきか、勞務管理の適正は如何に良品を低康に多量に生産すべき監獄工場の生産性を高めるため により如何に定むるを以て適正なる原價を構成するや、或は又潤を如何に算定すべきや、材料素品費及間接費を如何なる標準 又國家正業であり特別會計である監獄作業の取得すべき適正利 るところを選定してこれに結びつき如何なる受註を爲すべきか 位に置く為には如何なる活動分野を有つべきか、其の對象とす 即ち監獄作業をして民業との競合を調整してその在

### 第三 司法本 一部の活動

要なる素材を購入して之に受刑者を使役して製品化し納入する のである。即ち監獄作業は各業種とも一定の受註先を提監斌作業の經營に付ても特別なる企畫が必要とされるに 生産過程を内容 化整備に必然的なものがある、かくる時局的反映を受けてわがてこの目的達成のために邁進しつくある。從つて物資統制の强 度國防國家體制の樹立を至上命令として國家 とせる生産機關である。 か る内容を有 0) する監 へて必 至つた

矯正図書館

おかねばならぬのである。 る消極的のものであつた。併しながら物資統制の强化は各物資 のであつた。本部は唯単にこれが經營上、監督を爲すに過ぎざ 参加し、受註し之が素材は自由に市場より購入して成品化した 經營方法は各監獄を單位とせる各監自由の經營であつた、換言 來の經營方法を一變する必要が起つた、卽ち從來の監獄作業の すれば各監は自由に受註先を訪ね市井の商人と競爭して見積に 各監の製作素材は入手不能の狀況に立至つた。それは監獄作業 せらる」こととなり、從つて從來自由に市井より購入し得たる ルートを確立し、物資の割當は最終の需要者或は消費者へ配給 が單なる。加工業者たる地位に過さざるが故であつた、 かくて時局に寄興すべき監獄作業の使命を達成するために從 統制機關を中央に集中せしめて一元化すると共に物資の配給 の經營は著しく困難に陷つたのである。 ために各

(5) 内容たる 1 受註先を選定し 2 必要なる素材の入手確保に即應し寄與し得べき本來の使命を逐行するためには監獄作依つて經濟狀勢以變化に伴ひ監獄作業の經營方法を改め、時

科せられた重大責務となった。 なる考慮が拂はれるべきことが中央の監獄機關たる司法本法に 受刑者の使役 (能率) 4. 製品の品質及價格等に付て特

向に著眼して、昨康徳七年頭初より各監獨自の單獨經營を改編 し本部自分が經營の中心に登場するに至ったのである。 即ち「統制經營」を採用するに及んだのである。 かくて司法本部はその使命を逐行すべく逸早く經濟狀勢の

を計 協定を締結し、耐隨的に所悪材料の購入或は変付を受け、 中央各機關と折衝して適當なる受註先を選定してこれと製作の 0 も有効に高率に發揮して時局に寄興せしむる運營方法である。 て適當作業量の製作分賦を爲し以て全監生產力の絕えざる活動 新に持つべきか、從來よりの固有の監督、綜合事務。外に新し く恵請せらるべき事項如何の問題であるがこれは大體次の通で 作業量を確保しこれを各監の生産能力、特殊事情等を勘案し 統制經營とは經營の中心が本部に存することであり、 然らばこの統制經營を遂行するために本部は如何なる機能を り、遊休によるロスを防止して監獄作業の持つ生産力を最 本部が 一定

22 ---

監獄作業 の國家的使命遂行方策を考慮せねばならぬ ある。

即ち らぬ。生産力擴充の國策に協力すべき經營方法が採用せられねばなに發揮して國策に協力すべき經營方法が採用せられねばな

D) 低物價政策の國策に應じて監獄作業は良品を廉く大量に 心せねばなら 82

得ざる適正なる價格の內容を明確に爲すことが可能であ はその國家機關たる性質に鑑み、他の民間同業者に期待し ものである。 これが原價計算の正確を期し、工場管理の適切を計るとき 大ならしむるものがあり、 り完了に至る迄の生産過程は極めて明確なるものがあり、 監獄作業は國家的生產機關の一であり、この製作着手上 しむるものがあり、生産の國家管理として適當なるつ監獄作業の持つ業種の多岐複雑は一層この期待を

野を定めてその地位を確立せねばならぬ。 に措置を講する必要がある。即ち國家的生産機關として獨 が民間同業者に與ふる影響を考慮して民業と競合せざる様而して監獄作業の生産力を昂揚せしむるとともに、これ 的なるもの、或は民間業者と競合せざる様に適當なる分

計らねばならぬ。 適正利潤が確保せられ、 特別會計下の作業として一定の收益を確保すること。 かくてその作業經營に於て行刑費用を賄ひ得べき一定の 特別會計下の 吾が國行刑の運用を

受註及資材の入手

と共に、 統制經營の採用に伴ひ本部自らが經營の第 各監の有する各業種の圓滑なる經營を計るため 各監の經營はかくつて本部の双肩に託せられたので経營の採用に伴ひ本部自らが經營の第一線に登場する には先

> 受註を引受くるのであるがこの場合公的の製作協定を結んで のであつて、これがためには本部 洲産業株式會社と提携して素器材の交付を條件とする成品の 加工は一元的に司法部に於て引受け之を各監の生産力を以て 基礎を安定せしむる要がある。例へば官需局と製作協定を結 供給せしむることとし、或は藁工品に付ては統制機闘たる滿 び同局が各官廳に配給すべき被服、靴、木工、防具類の製作 る。これがため本部の活動は統制經營の實際運營に當りては 會社と連絡して受註及資材い確保に努力しついあるのであ を安定化せしむる等その他の業種に於ても夫々各官廳及特殊 滿洲生活必需品株式會社と提携して素材の配給、成品の販路 (三)らぬの 監獄作業の持つ業種の多岐なるためこれに要する素材の入手 に付ては素材の統制機關たる滿洲繊維聯合會及配給機關たる 一元的引渡しを内容とせる全面的製作協定を結び、又識物業 にして、この關係調和を完全にし各監各業種の年間生産計畫 確保に付ては全満各統制機關とは殆んど接觸しついある現状 に支障なき様日 である。 常不斷の折衝を緊密か が中央の各機關と折衝しての入手を期さればならない つ迅速ならしめ ばなな

製作分賦と製作上の監督

の分賦は單なる机上の計畫のとしませた。のである。製作簡生產計畫に支障を來さしめざるやう、かつその運轉率を均間生產計畫に支障を來さしめざるやう、かつその運轉率を均

らず、自らの名に於て契約せる各需要機關に對する製作狀況中分に警戒せねばならね。かつ本部の活動はこれのみに止まり生ずる時間、勢力、間接費等のロス或は生産率の低下等はるのである。本部と現地の作業部門との連絡疎通の不圓滑よ 定、各監への没付等、 り價格の決定、所要材料の確保、 實際問題に當りては相當の努力を要す 送付數量の杏

行刑 使命を遂行する唯一の鍵ないである。 この本部現地の作業分野の協調努力がこの經營型態を通じて 運營指標を徹底的に認識せしめ以て統制經營の運用を計らん 全は期し得べきではない、ために機會ある毎に本部より現地にして本部現地一體となりて統制經營の運用に協力せねば萬 經營の實施第二年目程度に於ては一層の協調が肝心である。 とするのである。 體して協力すべきことであり、 くことは、統制經營の死命を制するに等しい。特に統制るのである。この本部現地を結ぶ强靱なる一線の杜絕せ 向し、或は現地の責任者を本部に招致して本部の有する 本部は各監の連絡を常に緊密

監獄作業 い有する實力は統制經營の强化と共に一段と發揮

局への駐在員制 三物品出納官吏を置き所要素材の一括購入とき全監の擔任業種の經營を監督し統率せしめてゐる 二關係部の著しき特色を有するものとしては 一各業種毎に擔任者を置為し經理股及經營股は新しき機能をもち經營の中心にある、そ れ、企畫股に於ては固有 するところであり、 き點は、司法部行刑 用せられるやうに充分に徹底せしむるの要があるのである。働者を確保するこの監獄作業の生産力が正當に國家目的に利 新聞旬報等により認識の徹底化を計りついあるのであるが、 獄作業を國家目的のために利用すべき必要性を説明し、或は政府各機關及特殊團體等の關係者の參集を求めて懇談し、監 從來に於ても機會ある每に正當なる認識の徹底化を計る爲、 業の質力を正當に評價認識せしむる方法を計らねばならぬ。監の献身的努力も重視せられなかつたのである。故に監獄作しむることの不徹底なりしために常に當局者の努力と現地各 監獄作業に付ての認識は未だ充分なりとは言ひ得ない、全滿 本年度に於てすら〇〇〇〇萬圓の生産力を有し、〇〇人の勢 の生産力を有つ二三の業種を有し、他の業種に付ても民間 と監獄作業が有する新使命とを完全に認識 してかる後能を具體的に發揮すべき方法として特記すべ 種を指導すべき地位を持つにも拘らずこれを一般に衆知せ れて質的充實を見るに至った。この秋にあ 用するとが極めて國家にとつても有利であるに不 第一科は企畫經理、經營二股の 司の機能であるが、作業は第 の事務として調査、監督、綜合計畫を 四股に分 一科の管掌

と、 
五作業費の運用を爲すこと等であるが、これを詳細に 述これが保管及各監への保管轉換 四本部直 屬の 倉庫 を ぶ置る

のである。これが職責を具體的に述ぶると、部的には經營の中核として連絡調整のため努力せねばなら 監の生産能力を勘案して適當量の製作分賦、並に作業狀況の具體的方法として受註の獲得、更に素材の手配、及購入、各 て業種別擔任者は擔任業種に關しては各監の最前線にたち外 監督等常に各監縫製力の絶えざる活動を計るのである。從つ 擔任者によりて各監の裁縫業の運營はすべて企畫し經營せら してゐる、裁縫業の年間生產計畫を樹立しこれを遂行すべき 種を横の方面より監督せしめてゐる。例へば裁縫業に付ては 種に付夫々擔任者を定め業種毎に即ち各監の施行 てゐる。擔任者に付てはこれを事務及技術の兩方面に區分 各監に於ける同一業種の綜合的計畫運營を掌る せる 同

監獄作業の運營指標に則り擔任業種の 擔任業種の生産年間計畫を樹立する。 經營方針を定む

作業収支豫定表の完遂に付ては現地と共に責任を定め以て作業収支豫定表を編成する。 各監の生産能力と受註關係を睨み合はせて、収入責任額 を定め、これに伴ふ作業費、就業人員の割當、 貸借差等

の地位

(本)(=) 受註及素材の一括入手に依る各監への製作分賦と製作 各監の擔任業種の運営を全面的に指導監督する

つ各監の製作現況を知らねばならぬ。 發註機關及素材配給機關との連絡提携を緊密にし、

・ 整任業種に付ては經營上必要なる其の他の事項、

を爲さしむる必要上特別の旅費を保留してゐる。 況を認識せしめかつ監督せしむるため、頻繁に各監への出張局をも兼務せしめてゐる。また各監との連絡を密にし製作現 るため監獄兼務とし、尚必要ありと認めらる」ときは他の部 從つて業種別擔任者については内外の活動に利便ならしむの配給ルート、機械器具の調査等。

駐在員制

材の取引迅速のため同局倉庫へも駐在員を常時派遣してゐるべく同局に駐在員を派し事務の處理に當らしめてゐる。尚素 が成立してゐるため、同局との事務連絡を圓滑に進捗せしむ が、同局の取扱ふべき品目中被服、靴、木工、防真の四業種 き統制機關として官需局なるものが存在してゐるのである各官署の所要物品を官需品として一元的に購入、供給すべ に付てはこれが製作加工は原則 である。 として監獄にて行ふべき協定 在員を常時派遣してゐる

本部 の物品出納官吏

統制經營の施行に伴ひ受註は本部活動により獲得し、これを各監の生産能力に應じて分賦しつ」あるが、之が所要素材を各監の生産能力に應じて分賦しつ」あるが、之が所要素材を各監の生産能力に應じて分賦しつ」あるが、之が所要素材の協制経營の施行に伴び受註は本部活動により獲得し、これ

キ素材の引取及各監への發送を爲す。
キ素材の引取及各監への發送を爲す。

四作業費の運用

器具、材料素品等の購入、資金更定等を行ふ。
り豫算配賦、增額、作業用物品購入の隨意契約の認可、機械的豫算を除く作業費に付ては行刑司に於て實質上運用しつ」あ

面的に本部が唯一の推進力として邁進せられねばならぬものとしても質的に變化して經營の堅實性、內容の充實が特に要請せしても質的に變化して經營の堅實性、內容の充實が特に要請せしる」として、從つて本部の活動は一段の廣範圍に亘るとして、監獄作業とともに對內外的にその責任は益々加わり、監獄作業とともに對內外的にその責任は益々加わり、監獄作業とともに對內外的にその責任は益々加わり、監獄作業とともに對內外的にその責任は益々加わり、監獄作業と

## 第四 作業章程の特異性

豫想せらる」のである。

及は拒否され得ない公理であり、利潤によつて代表される餘剰企業的經營に依らねばならず、企業に於ては適正なる利潤の追特別會計下の監獄作業をして收支相償しめんがためには勢ひ

生

產

過

程

0

圖

表

なくして企業の發展はあり得ないのである。適正なる利潤は只なくして企業の發展はあり得ないのである。適正なる利潤は只定機構をより高度に發揮することによつて始めて社會的により合理化を計る唯一のものなのである。監獄作業もまたかくる積極性を以て運営せらるるべきであり、わが國に於ける作業章程の特異性もまた受刑者の勞働力を正當に評價して、その有するの特異性もまた受刑者の勞働力を正當に評價して、その有するの特異性もまた受刑者の勞働力を正當に評價して、その有するの特異性もまた受刑者の勞働力を正當に評價して、その有するの特異性もまた受刑者の勞働力を正當に評價して、その有するの特異性もまた受刑者の勞働力を正當に評價して、その有するの特異性もまた受刑者の勞働力を正當に評價して、その有するの特異性もまた受刑者の勞働力を正當に評價して、その有するの特異性もまた受刑者の勞働力を正當に評價して、その有するの特異性もまた受刑者の勞働力を正當に評價して、その有するの特異性もまた受刑者の勞働力を正當に評價して、その有するの特異性を対象率に發揮せしむるためと原價計算の正確化を狙つて

作業章程は八章に分類され第一章總則、第二章生產過程、第三章科程及工賃、第四章管理(管理一般、原價計算、檢查)第年業經營を合理化すべきため分業制度を採り、時間研究と適性作業經營を合理化すべきため分業制度を採り、時間研究と適性作業經營を行政の各科の協力に依る運營を期してゐるのであ檢查を取り入れかつ各科の協力に依る運營を期してゐるのであってその特異性を述ぶるに、

(1) 工場主任

(2) 生產過程

過程、連繫を必要とする(註二)。作業の實施に付いては監獄の長の命令によるの外次表の如き

第作 学 宣 修 原簿ノ顛末検査 未第成 作業科長 二十九原 凡條 一每月末 作業命令書――――― 原價第 原價計算 の役 豫 定 票 一 丙 準 備書 票式 算號原書式 第十四條 物品出納官衷— 第十四條 第十四條 第十四條 原價計算係 戒 I. 第八條主 護 長 出役請求書(第十七) 变 第付 4: 第二十八條 第二十八條 生產報告書(第二十五條第八號書式)—— 生産報告書ノ送付(原價計算係) 實働工數日報《第二十一條、第六號書式》 H 第業 第二十七條 第十八條 僧格通知(原價計算係) 第要 課表〈第二十二條、第七號書式〉 第庫 十六條 二人十員 十品 一十四條 一一一個格返還物品ノ價格及實働日數日表 五ノ條調 條日表 準備 查及新規購入手 第五號書式 第五號書式 九條、 出役 第四號書式 物品出納官吏へ返戻 物品出納官吏 一 被 護 科 長 物品出納官吏 工賃入ノ

## 九四〇年ナチ ス統 一行刑法()

第三 上級執行 第三 上級執行官廳 第二章 收 容 第二章 受刑者の處 第二
--

ische Förderung)	者の智及び情意の促進 (Geistige und	業第六十七條一第八十四條	五十七條一	五十四條一第五十六	四十八條一第五十三
第二	第一	第一款	· 第十	<u>.</u>	4

第二	第一	記款	第十		第九		3	2	1	第八	第七		第六	3		2	
輕懲役	重懲役第百五十二條一第百五十三條	重懲役、輕懲役及び拘留	犯罪生物學的調查 第百五十一條	第百四十九條一第百五十條	釋放後の時期に對する保護	第百四十四條一第百四十八條	其の他の外部との交通	信書の幾受第 百 三十 條―第百四十三條	接 見第百二十一條一第百二十九條	外部との交通	醫療第百七條一第百二十條	第九十六條一第 百 六 條	所内生活の基準(Lebenshaltung)	教 誨第九十三條一第九十五條	,	自由時間の費消(Freizeitgestaltung)	

第三章 保安、紀律及び秩序の維持 第三款 第三 2 少年行刑… 一般戒護 初入者の執行 ·第百五十六條—第百六十一條 第百六十七條— 百五十四條一第百五十五條 第 第 百七十四條 百六十五條

執行一般

第

第五章 第四章 第二 第四 第三 第一 懲 特別戒護 直接强制 願 …第百七十五條-:第百九十三條-:第百八十一條一 第百九十六條 第百九十五條 第 第百 第百九十二條 二百 八十條 條

第三編 第一 自由剥奪を伴へる保安及び改善處分の執行 則 第二百一 條 一第二百 ·第二百十一條 + 條

釋放及釋放時保護、

移送、死亡

第三 勞作所 (Arbeitshaus) 又は救護所(Asyl) :第二百十二條一第二百十四條 收容

第二

保安監置

(Sicherungsverwahrung)

第四編 则 ……第二百十五條一第二百十七條 ·第二百十八條

> の統 「ライヒ」司法省所管行刑に關する職務及び執行規程

(統一行刑規程 Strafvollzugordnung)

限り、予は次の通り定むる。 一するために、「ライヒ」司法省の施設に於ける執行に關する して、從前。「ランド」司法省が公布した職務及び執行規程を統 自由刑並びに自由剝奪を伴へる保安及び改善處分の執行に關 一九四〇年七月二十一日司法省令

### 第一編 施設、 官廳及び官吏

第一 執行の施設

第一條 刑務所 anstalten J Strafanstalten 及び保安拘禁所 Verwahrungs-

0 0 所(Arbeithaus od. Asyl) 收容の 執行は保安拘禁所を以 てこれに充つる —— 保安監置所 Sicherungsanstalten 制限された範圍に於ては此處で執行することが出來る。 てこれを執行する――拘置所 Haftanstalten. 輕懲役も亦 は、未決拘禁及び他の種の拘禁の執行に充つる施設に於 つる — 重懲役刑務所、輕懲役刑務所。拘留刑(Haftstrafe 重懲役刑及び輕懲役刑の執行は刑務所を以てこれに充 保安監置 Sicherungsverwahrung 及び勞作所又は救護

護所區 Asylabteilung を設けた勞作所。 刑務所又は保安拘禁所は本令に於ては又「ライヒ」司

29

法省所管收容所 die Lager der Reichsjustizverwaltung

## 第二條 女子の設備

- 別な區劃を設けて男女の完全な分隔が保證せられてゐる別な區劃を設けて男女の完全な分隔が保證せられてゐる別な區劃を設けて男女の完全な分隔が保證せられてゐる場合に長る。
- □を設くることを得る。 □を設くることを得る。 □を第三項)と見做されぬ輕懲役受刑者の區劃を、又女三條第三項)と見做されぬ輕懲役受刑者の區劃を、又女

## 第三條 初入者のための刑務所及び區割

- (三) 危險なる常習犯人として言渡を受けた者でなく且つ從(三) 危險なる常習犯人として言渡を受けた者でな前に重懲役及び一年以上の輕懲役の言渡を受けた者でなる。

も亦同じ。同時に又は以前に治療者は看護所收容 也nterbringung in einer Heil=od. Pfleganstalt 勢作所若は 世別ででは一点の 型源では一点の 型源では一点の ででででではこれも初入者と看做さぬ。 でででででではこれも初入者と看做さぬ。 ででででででではこれも初入者と看做さぬ。 一定時間は由刑 Ersatzfreiheitstrafen はこれを顧みること でしない。

# 第四條 少年刑務所、青年區 Abteilung für junge Gef.

- 刑務所。
- 「二」二十一歳に滿たない受刑者のためには少年刑務所の外の一」二十一歳に滿たない受刑者のためには少年刑務所の外の一方の一点に必要に應じて刑務所又は拘置所内に特別な區を設ける。

## 及び區隔。 第五條 引續ぎ保安監置を為すべき重懲役の執行に充つる施設

が出來る。 しては特設刑:務所又は軍懲役刑:務所内の特設區を定むること 刑に引續き保安監置に付せらるべき軍懲役受刑者の執行に關

第六條 勞作所初入者に對する施設及び區隔。

勞作所に初めて人所する者に對しては特設勞作所又は勞作

所内の特設區を定むる。

# 第七條 施設の拘禁區分 (Zweckbestimmung) 及び移送範圍

一)司法大臣は第一條乃至第六條の規定に依り執行の施設にいては上級執行官廳(第九條)がその管轄内の施設につき執行せらるべき刑の執行期間に依つて拘禁區分を種々に定むることが出來る。拘置所に於ては三月以上の執 を定むることを豫め考慮して置かねばならぬ。 其の他につることを豫め考慮して置かねばならぬ。

- (T) 上級執行官廳は司法大臣がそれについて定めて居ない と範圍を定むる。施設の移送範圍を他の姿訴院管轄區域 にも及ぼすのはその管轄區域の上級執行官廳と協議した 場合に限る。
- Vollstreckungsplan の基礎である(刑執行指揮規則Strafvollstreckungsplan の基礎である(刑執行指揮規則

## 第二 最高監督官廳

**第八條** ライヒの裁判執行施設、その執行の全部、施設の管理

300

上級執行官廳

第九條 上級執行官廳は控訴院管轄區域内については檢事局執行課上級執行官廳は控訴院管轄區域内については檢事局執行課上級執行官廳は控訴院管轄區域内については檢事局執行課と級執行官廳は控訴院被事長である。從つて檢事長は要任せられてゐる其の他の司法官の上官である。從つて檢事長は委任せられてゐる其の他の司法官の上官である。

## 第十條 任 務

- (1) 上級執行官廳は左の義務で負ふ。
- る總での方策を助長すること。

  一 其の管轄區域内の施設に於ける執行を指揮監督する

-- 31

- 再訓練を勸奨し、監督し、促進すること。 総統又は司法大臣によりて任命せらる」者を除ぎ官吏を任命すること、並びに官吏候補者の養成及び官吏の すの監督下に在る執行施設の管理で監督すること、
- 教行官廳は遲滞なく司法大臣に報告するものとする。 事並びに一般い規制で必要とする用務に關しては上級 (二) 其の管轄區域内の執行事務に生じた非常重大なる出來

第十一條 執行課

- 行及び管理事務に經驗ある官吏に當らしむる。 (一) 執行案件の處理は高級事務については高級 höher の執
- の管理事務に當る官更を以て之に充つる。 設に於て上級 gehoben の執行及び管理事務並びに 中級

## 第十二條 施設の巡閱 Besichtigung。

- ている。 
  ことのでは、 
  ことは、 
  ことを要なことは、 
  ことを関係に、 
  のでは、 
  のでは、
- 設備を根本的に檢査せねばならぬ。を巡閱せねばならぬ。その場合少くとも年一囘は總ての公二)獨立な施設(第十三條第二項)は少くとも三月每に之
- 立な施設の長に之を委任することが出來る。 所に附屬した拘置場の巡閱については上級執行官廳は獨 所に附屬した拘置場の巡閱については上級執行官廳は獨 立な施設の長に之を委任することが出來る。 區裁判

第四 執行官廳

## 第十三條 施設の長

- (一) 執行官廳は執行施設の長である。
- ・ 立な施設である。獨立な施設の長は高級の執行及び管理(二) 刑務所、保安拘置所及び大拘置所 (未決拘禁所) は獨

- か句置がまその也に 重務に従事する官吏である。 比較的重要でない獨立施設
- (三) 小拘置所はその地に區裁判所檢事局又は檢事局出張所 あるときはこれに、其の他の場合にはその地の區裁判所 設する。裁判所附屬拘置場の長は司法官廳の幹部又は出 設する。裁判所附屬拘置場の長は司法官廳の幹部又は出 張所長を以てこれに充つる。上級執行官廳の幹部又は出 要所長を以てこれに充つる。上級執行官廳の幹部又は出 とが出來る。
- (四) 獨立な施設に於ける所長代理者について司法大臣がその纏續的な所長代理者を任命しなかつた限 り上 級執行官廳が代理者を定める。附屬拘置場の所長代理者はその他の事務についてもその者を代理する官更を以てこれに死つる。

- 32 ---

## 第十四條 所長の任務

- (一) 所長は執行及び管理につき責任を負擔する。所長は主意の官吏、雇傭人の職務上の上官である。所長は施設の官吏、雇傭人の職務上の上官である。所長は施設の官吏、雇傭人の職務上の上官である。所長は全
- (二) 醫療、教育及び教化に於て所長の命令權を避けるほ

官廳の裁決あるまでその實施を延期することが出來る。為すことが出來る。醫師、教師及び教誨師の處分にしてを危くすると確信するものについては、所長は上級執行を危くすると確信するものについては、所長は報告を求め又提議をどの專門的な事務については所長は報告を求め又提議を

- (三) 所長は地方的事情を斟酌して一般的な規程の範圍に於
- (四) 施設の經營に於ける非常な出來事並びに一般の準則と 報告し、特に重大なる場合は同時に直接に司法大臣に報 報告し、特に重大なる場合は同時に直接に司法大臣に報

## 第十五條 管區長

教行事務規程の定むるところに依る。 は其の區内について指導的な執行事務を委任する。詳細は官吏又は上級の施設事務の官更を管區長に任命する。管區長官吏又は上級の施設事務の官更を管區長に任命する。管區長

全國少年刑務所長會同

旨の訓示を行ひ、正木行刑局長より

一、少年行刑教育合

一、少年行刑練成規程

務所長會同の全日程を終了した。

その基本的前提として、

## 司 問

た 20

的見地と探究にその解明を俟たねばならぬ數多くの課題が提起いひ得るであらう。こゝに至つて、司法保護に於ては、心理學 極するに、性格の陶冶錬成といふことがその根本目標であると 其他適當ノ處置ヲ以テ」之が輔導化育をなすことにあるが、究シテ進ンデ臣民ノ本分ヲ恪守セシムル爲性格ノ陶冶生業ノ助成 されてくるわけである。 保護の對象者をして、「更ニ罪ヲ犯スノ危險ヲ防止シ之ヲ 法保護の目的は、 司法保護事業法第二條に明 示 され る如

運用に際しては、再犯の危險性ある者全部を保護の對象とする に非ずして、そのなかで、改善い可能性あるところのいはゆる 護適格者に限定され 司法保護事業法第一條に一應明かにされてゐるが、實際のからば、こゝにいふ保護の對象者とは何か。その法的規定 保護の對象の合理化は、 なければならない。 かくの如き對象者 森山博士の論述を

> みて、 及び社會の共同事業たるの性格を具備するに至つた」動向に鑑 至民間事業たるの性格より進化して臣民育成事業となり、 發生するに至った次第である。 の材に養成するといふ點に、輓近司法保護の積極性が 者たらしむべく保護教育することによつて、 して、「進ンデ臣民ノ本分ヲ恪守セシメー大政翼賛の臣道實踐 れ、こゝにその必然の結果として、 蓋し當然のことといひ得るのである。すなはち對象者を 一司法保護事業の本質が、單なる慈善事 對象者の範圍限定の問題が 積極的に國家有用 强調さ 國家 業乃

> > --- 34 ---

は、何にその基準を求むべきであららか。日く、しからば、實際に於て、かくの如き範圍限定の を要しないところであらう。豐富なる科學的討究に仰がなければならぬことは、 ある。すなはちその基準内容に賦與される合理性は、 盤に、その基準が設定されることが適切なる處置といふべきで 無論科學の地 具體 もはや登言 たしか 的 方法

保護の對象に關する問題

に於ける第一義的問題たるを失はないのである。 れてゐるに照して、 對象者の適格性に關する十分なる檢討の緊要なることが規定さ 要性が指示されてゐるが、かくの如く觀察保護。領域に於て、 釋放者ノ敷及其ノ質ニ付テハ充分ナル検討ヲ加へ」ることの必 付之ヲ爲スコトヲ要セズ、司法保護委員ノ觀察保護ニ付スベキ 釋放官廳ノ司法保護委員會ニ對スル保護通知ハ釋放者ノ全部ニ 確保スルコト確實ナル者ヲ保護スベキヲ其ノ使命トスルヲ以テ を敷衍して、「司法保護事業/本來/目的トスル所へ釋放者ニ 闢スル件」通牒 (昭和十四年九月二十六日) のなかに更にこれ如き對象者の範圍限定に關しては、「司法保護委員令ノ運用ニ シテ改俊ノ情アリ且之二保護ヲ加フルニ於テハ其ノ社會復歸ヲ ころまことに至大なる所以の事のがあるのである。 理學的考査が、對象者のも 的鑑別の必要があるのであり、したがつて、こゝに於て諸種 込、すなはち對象者の性格陶冶性を了知するといふことに科學 シ」とある如く、 法保護事業法施行規則第四條に「保護ノ要否ヲ定ム 實際の鑑別に際しては、 改唆ノ程度心身ノ狀況及生活能力ヲ參酌 明かに、保護の對象の合理化は、 象者に於ける改悛の程度、社會復歸性の見 つ保護適裕性の有無判定に費すると なほかく 法保護 スベ 二當

> ところである。 を實施することにより、飽くまでも實證的な立場を確守して、 は勿論不可缺のことであるが、更にこれに諸種の心理學的檢查 き調査をなすと共に、併せてその生活史の面からは、生 ら科學的な考量を行ふことが肝要であり、次に、犯數、罪質 ならびに近因について特に心理學的、醫學的、社會學的立場か 對象者について、 一家者鑑別の正鵠を期さねばならぬことは敢へて言を俟たざる 教育關係、職業關係等について詳細に考察を進めること 刑務所に於ける階級累進の程度等についても之が造漏な その犯罪の面から、その 原因、 育關

定され、 適格者として別除されるに至り、こゝに保護對象者の範圍が劃 の第一歩をふみ出したことになるのである。 かくして、 ゆる保護適格者の範疇に入り、他方改善不能者は保護不 したがつて司法保護の合理化乃至科學化の實現は、そ よき鑑別、篩ひにかけられた結果、 改善可能者は

練、强制療養等いはぶその内容に於て最高度の錬成性と矯正性る常習犯罪者や精神障礙者を對 象と して、强制監置、勞働調 をもつ犯罪防遏の對策といひ得るであらう。去る三月八日法律 る常習犯罪者や精神障礙 もつところの保安處分制度の適用を受けることになるのである 適格者は、警察官署の監督視察、或はやがて制度化の必然性を しかして、 したがつて保安處分とは、一般の刑罰に於ては改善不能な 四號を以て公布された改正治安維持法に基く獲防拘禁制 こゝに保護の對象から除外されたいはゆる保護不

**度は、如上の趣旨を思想犯罪者に限つて、之を實現させたもの** 

ある。 於ける司法大臣諮問事項に對する答申文中には、「保護對象者」 保護不適格者ノ保護救煙並ニ社會防衞ノ方策トシテ單行法ニ依 且ツ社會不安ヲ醸成スルノ處アルモノ無シトセズ、 中二ハ現存ノ保護施設ヲ以テシテハ社會復歸極メテ困難ニシテ 策トシテ」新制度の實現方に對する要望があらはれてゐるので テハ保護ノ完璧ヲ期スル意味ニ於テ遺憾ニ堪へズ、仍テ之ガ對 善頗ル困難ニシテ再犯ヲ防止スルコト能ハザルモノアリ、斯ク 者、起訴猶豫者等ノ中ニハ本八ノ性行不良又ハ精神變調ノ爲改 ことが出來るが、そこにはすなはち、「刑餘者、刑執行猶譲 本司法保護事業大會に於ける建議事項中にもこれが萠芽を窺ふ 之を實施促進せんとする氣運に關しては、既に昭和十二年全日 化が更に一段とその度を加へ遂にこゝに至つたのである。これ 的資源增强の目的を以て、保護機能の完璧を圖らんがために によってこれを見るに、再犯防遏の徹底、治安維持の確保、 り急速ニ保安處分制度ヲ實施シ保護ノ完璧ヲ期スルノ要アリ」 と綴られ、 は、何を措いても、保安處分制度の實施は當然の急務であると かくの如き保安處分制度をひろく一般の對象者へ擴大して、 はなければならない つゞいて紀元二千六百年記念全日本司法保護事業大會ニ かくの如く保安處分制度の確立に對する要請の高度 仍ツテ此等

> 務の遂行を熾烈に要請される結果となるのである。 先づ對象者の科學的な鑑別にその準據をもつことは必至である 先づ對象者の科學的な鑑別にその準據をもつことは必至である 先づ對象者の科學的な鑑別にその準據をもつことは必至である

## 二、保護の種類に關する問題

保護の種類は收容保護、觀察保護、一時保護の三種であるの問題に関しては、先づ對象者の種類(猶豫者、釋放者、思想の問題に関しては、先づ對象者の種別(猶豫者、釋放者、思想にして、保護の種類を撰定すべきであるが、この場合に於けるにして、保護の種類を撰定すべきであるが、この場合に於けるに限る少年保護についてよある。少年保護について第一の點は、一般保護の對象者は刑罰關係を經進化性について第一の點は、一般保護の對象者は刑罰關係を經生化性について第一の點は、一般保護の對象者は刑罰關係を経たもの、いはよ刑罰以後のものであるに對し、少年保護にあつても極めて進化性をもつ特異なる處分である。すなはち、そのでも極めて進化性をもつ特異なる處分である。すなはち、そのでも極めて進化性をもつ特異なる處分であるに對し、少年保護にあつてたもの、いはよ刑罰以後のものであるに對し、少年保護にあつてたもの、いはよ刑罰以後のものであるに對し、少年保護にあつてたもの、いはよ刑罰以後のものであるに對し、少年保護にあつてたもの、いはよ刑罰以後のものであるに對し、少年保護にあつてたもの、いはよ刑罰以後のものであるに對し、少年保護にあつてたもの、いはよ刑罰以後のものにある。

性に照し、きはめて適切なる要望なりと斷じて憚らないところと第一號乃至第九號の段階に分化規定されてゐるといふことである。第二の點は、その對象の範圍を單に犯罪少年のみに限らず、更に進んで虞犯少年へも擴張してゐる點である。こゝに、少年に於ける不良性の早期發見、保護相談の問題等が登場し來り尚ほその具體的解決を心理學的對策に俟つべき數多の論議が生起し來ることになるのである。したがつて、近來、少年保護生起し來ることになるのである。したがつて、近來、少年保護生起し來ることになるのであるが、しかもその處分內容たるや實に整然處分を加へるのであるが、しかもその處分內容たるや實に整然

## 三、保護の十法に關する問題

教象者に關する科學的鑑別機關の存在は、保護の種類の撰定 のみならず、更に保護の方法に於てその適正を期する上に大いなる役割を果すものである。

の特殊性に基いて敷種に分類される特殊的分類がある。

1 一般的分類 イ、一般保護 一一般的分類 一一般的分類

ハ、少年保護

■ 特殊的分類

イ、性別(男子保護、女子保護)

口、年齡別(少年保護、青年保護、壯年保護、老年保護

八、犯數別(初犯者保護、累犯者保護)

二、刑期別(長期受刑者保護、短期受刑者保護)

ホ、罪質別(竊촚犯保護、詐欺犯保護……)

へ、內鮮別(內地人保護、鮮人保護)

→ 保護の機能を十全に發揮ぜしめんが為には、對象者ト、心身狀況別 (特神薄弱者保護、性格異常者保護)

養施設の分化が叫ばれる所以のものがあるのである。 で重別並にその特殊性に基いて適切なる分類保護をなし、しかして具體的にはそれぞれの分類に適應せる保護處遇を加ふべきは身體低格者を對象とするものには、それぞれ精神殲弱者保護施設、性格異常者保護施設、身體虚弱者保護施設の必要が治療教育的保護の立場より翹望されるのである。すなはち、こゝに保護施設の分化が叫ばれる所以のものがあるのである。

れ、更に、紀元二千六百年記念大會の決議に基く建議事項の四れ、更に、紀元二千六百年記念大會の決議に基と建議事項の四に對する積極的なる冀求は實に厳ふべくもない事實である。そだその望ましき元實の域に達してゐないのであるが、近時、保だの望ましき元實の域に達してゐないのであるが、近時、保だの望ましき元實の域に達してゐないのであるが、近時、保

には「低能者又へ性格異常者等ノ少年ハ之ヲ一般要保護少年トには「低能者又へ性格異常者等ノ少年ハ之ヲ一般要保護の分化特殊化明かなことであり、すなはちかくの如き保護園體の分化特殊化明かなことであり、すなはちかくの如き保護の母ス可キ國立保護所ヲ極はまさに刻下の急務なりといはなければならない。

日本心理學會長松本亦太郎の名を以て、司法大臣宛に、「犯罪ヲ爲ン又ハ犯罪ヲ爲ス度アル精神薄弱者ヲ對家トスル保護施設は、少年審判所に於ける鑑別機關。擴充强化の急務なることがば、少年審判所に於ける鑑別機關。擴充强化の急務なることがは、少年保護事業の實績向上のために、何を措いても緊切なる施策であり、既に少年行刑に於ては、かゝる制度の確立を見たる今日、われわれ少年保護の分野に在りても、その實現の氣定さは必年保護事業の實績向上のために、何を措いても緊切なたる今日、われわれ少年保護の分野に在りても、その實現の氣運きはめて濃厚なるものを感ずるところである。

- 處遇の方法に關する問題

こにある。すなはち、對象者の性情の改善と徳性の涵養であ先に述べた如く、司法保護の根本目的は性格の陶冶といふこ

る。そのためには、對象者に關する科學的觀察を基礎として明めにされた個性に適應ぜる處遇の方法、換言すれば個別的處遇の方法を講する必要があることは論を俟たないところである。 したがつて、こゝに於て保護處遇の方法、換言すれば個別的處遇

たこで保護輔導一於ける性格の陶冶は一應形式上、教育的陶 治と職業的陶冶に二分して考察することが出來るのであるが、 治と職業的陶冶に二分して考察することが出來るのであるが、 後者 於て、教育心理學的問題が存することになるのであるが、後者 於て、教育心理學的問題が存することになるのであるが、後者 すなはち、職業的輔導に關する心理學的考査をめぐつては、對 すなはち、職業的輔導に關する心理學的考査をめぐつては、對 すなはち、職業的輔導に關する心理學的考査をめぐつては、對 すなはち、職業的輔導に關する心理學的考査をめぐつては、對

38 ---

さて、現在、收容施設に於て實施せる職業的輔導の方法を見るに、一般保護の領域に於ては、直接輔導(收容施設内に授産的原産を主題を表した。 と間接輔導(收容施設内に授産が、しかし、少年保護に於ては、司法保護事業法施行規則第二十條一少年保護團體ニ在リテハ教育及作業ニ關スル設備ヲナスが、しかし、少年保護に於ては、司法保護事業法施行規則第二十條一少年保護團體ニ在リテハ教育及作業ニ關スル設備ヲナスが、しかし、少年保護の領域に於て實施せる職業的輔導の方法を見

の點に照しても、少年保護の特異性が判つきりと窺へるのであの點に照しても、少年保護の特異性が判つきりと窺へるのである。こ

しかしながら、また一般保護の分野に於ても、職業的陶冶のできであらうか。

## 四、保護の解除に關する問題

保護の目的を達成したるときは、保護の解除をなすのであるが、その手續に際しては、矢張り、改善程度の考査、すなはちて、保護の種類又は方法を變更する場合に於ても、同様な考査で、保護の目的を達成したるときは、保護の解除をなすのであるが肝要とされなければならない。

であるといふべきであらう。すなはち、臣道實踐の奉公を全ふける職業的地位の安定確保に關する心理學的 指導措置の問題しかしながら、更に重要なるは、保護解除後の社會生活に於

學的對策の問題であるの

### 結語

範近、刑事政策に於いて、科學的檢討を重視せんとする思潮に照し、その一翼を擔當せるわが司法保護に於いても、その科學的基礎づけに關する要請が、近來とみに熾烈化しつゝある。 大臣諮問事項に對する答申文中にも明瞭にこれを看取しらると ころである。曰く、「從來ノ司法保護ノ實績ニ鑑ミ各種機構並 然能ノ科學化ヲ圖リ特ニ對象者鑑別保護方法等ニ一層科學的研 機能ノ科學化ヲ圖リ特ニ對象者鑑別保護方法等ニ一層科學的研 の要望で强調されてゐるのである。

おる。 一日も忽せに出來ぬ重大なる問題となつて、こゝに司法保護の 村學化が高唱されつゝあるときに際り、如上縷々述べ來つた如 がくの如く、今日、司法保護に於いて、科學の貧困はこれを ある。

科せられた絶對命令といつても敢へて過言ではないと信じつかく觀じ來るとき、現下司法保護の科學化の問題は、斯業にかく觀じ來るとき、現下司法保護の科學化の問題は、斯業に

・ジャーシー州政府行刑長官

1) 4 工 1]

ス

レれ

Practical Results of the

Classification Program

William J. Ellis

の長官(Commissioner)で、アメリカに於ける斯界の權威と稱せられてエリス氏はニュウ・ヂヤーシー州の行刑省(Department of Institutionsス總會席上に於て朗讀せられたるものである。この論文は一九四〇年十月二十一日米國オハヨー州シンシンナテイニの論文は一九四〇年十月二十一日米國オハヨー州シンシンナテイニ ズ市 に開催せら

アメリカに於ける斯界の權威と稱せられてシー州の行刑省(Department of Institutions tions and Agencies)

刑者の分類方法である最大の貢献の一つ 且つ犯人に 及び本人の欲求する所のものゝ何たるかを検討し評價する方法背景並びに社會的經歷を研究し、本人の心的態度、能力の有無且つ犯人についての特殊の要求た應じ得るために、犯人の生活 である。クラシフイケーショ 歩的なる教育施設 指して謂 リートメント(處遇)が實際の事實に基いて決定せられてラシフイケーション(分類)といふのは、犯人の受人の貢献の一つがクラシフイケーション・プログラム(受人の貢献の一つがクラシフイケーション・プログラム(受 ら有用なるべき特殊の訓練を施行するため ふのである。この方法は智能開發のプログラム (學校)によって應用せらる」もの

きものである。

ソシェーションの第七十囘年次大會に際して、更めてクラ値を承認してゐるのであるから、今日アメリカン・プリズ既に分類制と之に伴ふ個別的處遇(individual treatment) 行 (Federal Bureau of Prisons, Dept. of Justice)の統轄の下に在る を處理する基本的な方法として合衆國 その效果を認めら 刑矯正 ションの近代行刑政策にもたらした利澤を検討し評價す IE. 兩施設を始めステ られ、今日に於ては、刑務野に適用さる」に至って、 に適用さる」に至 かくして、わ わが合衆國の施設の多くが の多くの施設に採用せら 政府司法省 務所の管理運營の間 分類制は日を追 更めてクラシ ズン・ア 行刑 0 7 價 局

更らにまた、施設の行政官たる刑務所長並びに監督長官の支持良されたり又は満足なものとなつたりすると思ふのは誤りであ良されたり又は満足なものとなつたりすると思ふのは誤りであ度を採用しただけで、それだけで自働的にプリズンの機能が改度を採用しただけで、それだけで自働的にプリズンの機能が改度を採用しただけで、それだけで自働的にプリズンの機能が改 命令ではクラシフイケーションの近代的プログラムの目的を達ることはできないのである。猶ほまた、只だ日先ばかりの指揮援助を得るにあらざれば、クラシフイケーションは效果を擧ぐ のの成 方式でもなく、 らして、我々は先づ初めにクラシフイケ も適切だと思はれるのである。責任を負つた管理當局 るものはこの制度に對して法外な要望をなす人々に關してはこれまでクラシフイケーションに對して加へられた批辩の であるが、良心的で慎重な分類委員 Classification Committee するものではないのである。餘りにも多くの實例を見てゐる 區別することができなかつたためであ し、教育訓練のプログラムを整頓し、 十分の效果を擧げることのできないのは、 固より魔術的な不思議な力のある方式でもない 分類に從 いつて拘 上業の種目 か最或 0)

を誤たず賢明な手法で運用さる、場合には、 段となるものである。 つその解決 々の犯人の指導矯正にまつ への道を指 かるが故に、 示するに足る極 はる我 なの クラシフィ 3 て重 題の

、事質上なくては、

一般にしかく認容せられてゐる所のものである。 受刑者本人の必要に適應した個別的な處遇のプログラムを立 クラシフイケーションは二つの目的に役立つものである。 是に由 て我々は でて

境遇と問題とを解剖する手段であると同じく、プリズンに於ける一人の受刑者についての智識材料を蓄積することになるのである。クラシフイケーションでは、先づ或あるが、かくして蓄積された受刑者のグループについての智識あるが、かくして蓄積された受刑者のグループについての智識あるが、かくして蓄積された受刑者のグループについての智識あるが、かくして蓄積された受刑者のグループについての智識が料は、受刑者の個別的のレコード(記錄)が或る一人の人間の特遇と問題とを解剖する手段であると同じく、プリズンに於ける過去に表 る全體の受刑人口を解剖する精密な手段となるのである。

あるか、といふことがこの智識から自ら明かになるのである。視を要するか、どれだけの受刑者が比較的信用の置けるもの た時に、それは受刑者の全體のグループの呈陳する間 更らにまた、それは此等 する貴重な材料となるのである。どれだけの受刑者が嚴重な監 この蓄積された智識材料が然るべく解剖せられ の受刑 ンの此等の要領は直ちに以て行刑處遇 する教育上並びに訓練 て表式とな である。 題 に闘 .6

を受刑者の個別的の必要に適應せしむべき吾人の努力の指導的 確立に利 用することができるのである。

and superintendent)

の等しく

てゐる仕事卽ち

ある戒護の分野に於けるクラ

であるから、この論文に於ては、自分は管にはそれが観に見えて感ぜられるのである。 個別的分類の價値は眞實なものであるが、その がら、 せら の分類 れるのは個別的 進步的な行刑政策の指針としての受刑者中のグル のもたらす利益は的確明瞭で、 0 經驗といふ意味に於てどあ 結果 管理當局 0) 最も善 る。 の側 L

最も

。取扱ひ難

い危險な受刑者にとつての必要條件が建築のタ

刑施設

の建設に於ては戒護上

ショ

ンの價値を考

ふことが普通行はれてゐる觀察である。

そ

10

めしめたとい

してみたいと思ふのである。 ラ シフイケーション・プログラムのこの實行上の效果を この論文に於ては、自分は管理當局 この實行上の效果とは、 の立場 檢討 力

作業賦課の方案を確立するの手段として、移監を容易ならしむる手段として、 移監を容易ならしむる手戒護の指針として、

敎育、 訓練及休養娛樂のプログラムを立案するの指針

(F)(E) 假釋放及び釋語 放の の考査と關聯して使くべ一助として、

犯罪問題解決 を目的とする調査研究 ~ 0 ..... 助

### 戒護 の指針として

先づ第 行刑矯正各施設 びに監督

からざる要件と コンクリー の結果 のであ 生といふ終局の目的にとつて明白な妨害となり得るものなの 局、餘りにも多くの受刑者が莫大な費用で築き上げられた石とが過度の拘束を忍ばなけれならなかつたのである。これは、結數の手數のかゝる厄介な受刑者のためにプリズン全體の受刑者 ある。しかし、かゝる施設の中には、飛護上の危險の程度のものである。これは殆んど紋切形で更めて言ふまでもないの度の嚴重な飛護のタイプのセル(監房)を多らすぎる程造つ なるのである。この結果として、 つた凡てのタイ 監守するため 策を實行しようと試みつるあるり 方、他の 固より、からる建築の様式は社會の防衛並びに受刑者の を鋼鐵 しかし、かゝる施設の中には、戒護上の危險の程度の異しかし、かゝる施設の中には、戒護上の危險の程度の定める。これは殆んど紋切形で更めて言ふまでもないのである。これは殆んど紋切形で更めて言ふまでもないので る。 一般 のものは近代の戦艦に髣髴たるものがあるのである。 のセル プリズンの或るものは要塞といふのが最もふさはし 1 處では、 0) ムる厄介な受刑者のためにプリズン全體の受刑者 に設計せら 建物の中に拘禁されるといふことを意 プの受刑者が同時に収容されなければならなく 多くのステー に拘禁してをいて、 いる法外など全防備を必要としない れた周壁を繞らした施設の中に最大限 トに於てはこの種類の受刑者を ーデン(所長)がゐるのであ 或る施設に於ては、比較的少 而して、近代的な行刑政 味 す 3

精神とを表現しなければならない」、といふ考察を一個の問題とリズンの建築様式を批評して、「いかなる建築物もその目的とミッショナー、行刑局長 なるアレキサンダー・ベータズンはプ して我々に提供したのである。 態度を豪徴するもの テムの最も有能な視察者の一人である英國 3 抹殺 職員を置き而して近代的に管理されてゐる施設 徴するもので、近代的に建築され、近代的の訓へる構造は餘りにも屢々社會の受刑者に對する してしまうのである。 アメリカに於けるプリズン・ のプリ ズン・コム 0 る壓迫的 進步的 練を有 3/ 精

識の 重なクラシフイケーションの材料即ち受刑者の研究がプリズン再びからいふ過誤を繰り返す必要は何處にもないのである。慣っイケーションの研究から自然に生ずる智識の利用できる今日の阻害さる」ことが少なくなかつたのである。しかし、クラシ の基礎を成したものは實に此種の智識なのである。 0) プに関する智識 過去 ことは疑ひのない處で、 賢明なる計畫並びにその運營に缺くべからざる智識を供給す 大擴張並 在 は つては、残 す受刑者の數をも決定す びに幾多の進歩的なステートに於ける最近の發展 が乏しか 1 更する受刑者の 護程度を異 かったので、 ションの智識 合衆國政府司法省行刑局 にまた、 数を相當 受刑者の社會的更生の事業 Ď. ることができる ムる城 用するに の精確さで 護 が精神的に これに に於ける組 決定する 曲丸 那

> ることができるのである。 關して立案するといふ、むづかしい問題を賢明な方法で攻究すじめて吾人は確信を以て施設の設計並びに戒護の寬嚴の程度に

ショ があたのであつて、オーバークラウデイング(收容超過)は切農場にバラック式の施設に収容されてある他の敷百人の受刑者 とを得せしめたのであ め且つ建築の ゐたのであるが、廢止 セントラル・プリズン る。自分の に感じられてゐたのであ するものである。 の政 -近 ンで受刑者の解剖をやつた結果、 マム ユ 0) 受刑者の分類が施設の い受刑者が收容されてゐるのである。 容設備を消設する必要に迫まられたのであつて、この場 農場)に於て現に實行されてゐる最 最大安全防備 を具 仄聞する所によれば、分類 課 security)との中間に位する中間安全防備(medium ヤー プログラムに於ける經費に實質的な節約を施すこ レクター(課長)であるビクスビー博士が 數年前 3/ た施設であることが 1・ステ 80 (maximum security) になる古い昔のプリズンにはこの数の二 (中央刑務所 30 のことであるが、このステー 州の行刑局では千人許りを収容する しかし、 擴張にとつて大切な案内役をつと に於ける立法は此の點 シを建築することになって 兹處で、 實際必須な施設は 及びミニ 分明かった (Division of Classi-猶ほ之に加ふるに とプリズン・ クラシフィ マム 小安全防 (最小) トは受刑 を明 0 で 1: 4 か 7 要

於て、中間安全防備施設が設計せられて、この見積りの收容力 性らるべきものが約六百人あつて、大した危險を冒かすことな せらるべきものが約六百人あつて、大した危險を冒かすことな せらるべきものが約六百人あつて、大した危險を冒かすことな せらるべきものが約六百人あつて、大した危險を冒かすことな なるべきものが約六百人あつて、大した危險を冒かすことな なるできることが明かになったからである。是に といふことである。更らにまた、この といるである。とれは古いプリズンに收容 はいるである。といったのは、この時の分類報 がで、中間安全防備施設が設計せられて、この見積りの收容力

に適應するような建築が施工せられたのである。 この新しい施設は總費百二十萬ダラ以下で建てられたのである。 この新しい施設は總費百二十萬ダラ以下で建てられたのであったとを必要とするので、當時の相場で三百五十萬から四百萬ダカに上つたらうと思はれるのである。からいふ施設は不必要になどを必要とするので、當時の相場で三百五十萬から四百萬ダカムとその目的にも副はないことであつたらう。

十人は典型的な周壁のある最大限度の安全防備で具へた施設 てゐたのである。で、前に言つた約二千人の受刑者の中八百五 ての中間施設に收容された六百人の外に、ニュー・デヤーシ

ての目的を完遂することができたのである。四〇パーセント以上の受刑者で主たるプリズンから他へ移したことは其處と要なくして戒護されてゐたことになるのである。四〇パーセン要なくして戒護されてゐたことになるのである。四〇パーセン

一たる作業の擴張に絕好の機會を與へたのである。受刑者の大は管理上の立場から考慮せらるべき最も重要なるプログラムのにそれ以上の效果を有つてゐるのである。中間防備施設の發展 肉の製品の供給によりて主たるプリズンに於ける受刑者の給養 きなグループをプリズン・ファームで働かせることになれば、フ を以て恰好有用なる戒護のタイプを指示してくれる分類の手續 防備施設より受くるの利益以外に更らに加はつたものなのであ に近い環境の中に自ら省み自ら矯むるの機會を與ふる所の中間 るのみならず、ミルク、野菜、各種罐詰、ハム、ソーセージ等の豚 7 蹄屬ぜしめられなければならないのである。 於けるそれんへの必須條件を明かにし、而して多分の精確さ ームからの産物で彼等自身の種々の需要を充たすことができ を質質的に減少することができるのである。しかも、 かゝる發展を致した功績の大部は當然處遇のプランの段階 は、健全な四圍の境遇を供して、受刑者に普通の社會生活 際、經費の節約は建築に於ける節約に止まらないので、遙 此等の

- 44

## B 移監を容易ならしむる手段として

ファーム(農場) やキャンプ (構外作業場) へ移監するため

に受刑者を撰擇するといふことはブリズンの管理當局にとつては断えず起つてくる問題である。この場合にもまた個々の受刑者に關する分類の智識材料は實際の現實的の目的に役立てられるで去年僅かに一囘の逃走があつたのみといふ事實は、分類委立で去年僅かに一囘の逃走があつたのみといふ事實は、分類委立で去年僅かに一囘の逃走があつたのみといふ事實は、分類委立で去年僅かに一囘の逃走があった。

要らに、英州者の實際これ等のトリートメント(治療)に値するも合に、受刑者の實際これ等のトリートメント(治療)に値するものなるや否は分類手續によつて直ちに發見さるムのであつて、のなるで活合として行はるムのであっ。他の種類の移監は個々の受刑者の指令として行はるムのであっ。他の種類の移監は分類課の直接の指令として行はるムのであっ。他の種類の移監は個々の受刑者の指令として行はるムのであっ。他の種類の移監は個々の受刑者の指令として行はるムのである。

## C 作業賦課の方案を確立するの手段

しむるは行刑施設運營上の必須條件である。過去に於て我々はき且つ彼等の技能練成のため本人の性格た適したる作業に就か受刑者に十分の作業を供給して空手徒坐より生ずる弊害を除

軍に利潤を多くし且つ比較的不熟練なる受刑者を多數吸收し得るよう計畫されたる數種の限られたタイプの製産に專心努力してゐたプリズン・インダストリー(作業)の多くの實例を知つてゐたのである。或る二三の施設の如きは、作業の種目が一つ又は二つに限られてしまつてゐて特に甚しいものに至っては、この業種をステート・ブリズン(州立)の獨占業としてしまつた處もあるのである。かゝる施設に於ては受刑者の欲求はまつた處もあるのである。かゝる施設に於ては受刑者の欲求はあんど顧みられないで、彼の智能體力、心的態度、作業の適不殆んど顧みられないで、彼の智能體力、心的態度、作業の適不必必で、並びに將來の社會的更生の問題の如きは全く無視されてゐるのである。

有用なる作業を以て受刑者と訓練するのはプリズンの管理當局の責任であつて且つ社會的更生に緊要缺くべからざるものなることは、何入も異論を挟むものはないのである。で、我々は智識と能力の水準を異にしたすべての受刑者の興味を鼓舞するため種々變化のある作業のタイプを準備するの必要を認めなければならなくなるのである。而して、十分成功の見込のある作業のタイプ並びに種々科を異にせる訓練を受くべき受刑者の數に關して安全なる指針となつてくれるものは分類手續なのである。概括してみて、種々變化のあるタイプの作業訓練の成功すると否とは端的に分類手續の性質と管理當局の側からの有效なる支持とに關聯するものである。であることは、十分の自信を以て斷言る支持とに關聯するものである。とは、十分の自信を以て斷言る支持とに關聯するものである。とは、十分の自信を以て斷言

## D 教育、訓練及び休養娛樂のプログ

プリズンに於ける職業訓練の機會擴充の助成手段としてのクを定むる指針としての分類の功用があるのである。分類委員の中には學務課長(Director of education)及び連動訓練部長(head 中には學務課長(Director of education)及び連動訓練部長(head 中には學務課長(Director of education)及び連動訓練部長(head した教育程度、今後研學を繼續するの興味の有無及び一般又はした教育程度、今後研學を繼續するの興味の有無及び一般又はした教育程度、今後研學を繼續するの興味の有無及び一般又は本人の特殊教育を受くるの機會として拘禁期間を利用する本人の能力の有無について研究するのである。

に關するプログラムが賢明に立案せられ得るのである。練のタイプ、通信講義の範圍及び參考書の研究其他の教育訓練この研究材料が分類手續を通じて類別せられた時に、職業訓

艦

行刑問題の研究者はいづれも犯罪の豫防上有益な健全なる娛樂と閑暇時の活用といふことが社會生活に於て有する意義の重要なることを益々深く認識するようになつたのである。多くの要なることを益々深く認識するようになつたのである。多くの要なることを益々深く認識するようになつたのである。多くの要なの勢力の吐け口を作ることの可能なることを認めるに至ったのである。此の點に關して、分類から獲られた智識材料の慎

あるのである。
の宣告を下す裁判官の手中に存すべき材料を分類に利用しつ」のプロベーション部では既に臨床診査と社會調査とを通じて刑なのであつて、現に或る州の二三の裁判管轄區に於ける裁判所

たる事情に關して専門的」蒐集せられたる該博なる智識、所有 所に送り歸されて來た時に、處遇決定の責任と關聯して此等の な報告並びに提案が裁判官に供出せられ、裁判官は、犯人が裁判 手續に從つてそれが、事門家によつて慎重に研究せられ、 日を越へざる期間犯人を送つてゐるのである。姑處で彼は分類 なすべき多くの施設が指定されて居り、兹處へ裁判官は四十五 ある。この法律によりてニュウ・デヤージー州中に分類研究を 分類研究の結果を考量し得るといふ利益を有つのである。かく すため犯人を州の行刑省長官 (Commissioner, Dept. of Institu-るのである。この規定の下に、 得るすばらしい實例は、一九三五年實施されたるニュウ・デヤ るべき處遇を決定する以前に、 tions)によりて指名せられたる施設に送ることができるので シー州の法律の規定の下に獲られた經驗によって示されてゐ クラシフイケーツョンを刑の言渡に於ける一助として利用し こと」なるのである。 ること」なり、裁判所は犯人其人に關し且つ犯罪の行はれ の結果は刑の言渡前 有罪の判決ありたる犯人に施さ 裁判所は精到なる分類研究をな 一裁判官によって利用せら 該博

かゝるブランは分類委員(Classification committee)の肩上

方面を開拓するの可能性の顯著なるものあるを發見したのであ重なる應用の結果として、我々は適當な指導の下にこの新しい

## E 刑の言渡手續の一助として

刑の言渡(sentencing)の實際の手續の問題に關しては、これまでに種々重要な研究の數々が爲されてゐたのであつたが、れまでに種々重要な研究の數々が爲されてゐたのであつたが、中を期するため試みられた多くの提案の中には、審問された個不を期するため試みられた多くの提案の中には、審問された個人の研究をなし、刑の言渡前に、施さるべき矯正處遇に關して人の研究をなし、刑の言渡前に、施さるべき矯正處遇に關して上でがある。との弊を除き刑の公理議を爲すことのできる一箇の科刑上の法循で處遇に關しては、これが記述がある。

思はれるが、刑の言渡前の分類手續の實施は今日にも實行可能とされる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとされる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとされる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとはれるが、刑の言渡前の分類手續の實施は今日にも實行可能といる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それは遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それば遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それば遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それば遠い將來の事であらうとといる可能性があるとしても、それば遠い將來の事であらうとといるである。

れる徹底的な研究に没頭しなければならないのである。
に大きな責任を負はせることになるのであつて、委員は骨の折

ニュウ・デャーシーに於ては、この専門家より成る委員は主として臨床的研究の便宜の乏しい片田舍のカウンティ(郡)に所在地のある裁判所のために問題となつたケース 犯人)の研究に利用されてゐるのである。一般醫療、精神病、心理學及び其他の研究は、慎重なる社會調査及び定規の照査によつて補充せらの研究は、慎重なる社會調査及び定規の照査によつて補充せらのあまるのであるのに對しては刑の執行衡豫又はプロベーションを提及のあるものに對しては刑の執行衡豫又はプロベーションを提及のあるものに對しては刑の執行衡豫又はプロベーションを提案するものであつて、かくして、刑務所收容に要する費用が節案するものであつて、かくして、刑務所收容に要する費用が節案するものであつて、かくして、刑務所收容に要する費用が節案するものであつて、かくして、刑務所收容に要する費用が節案するものであつて、かくして、刑務所收容に要する費用が節案するものであるのである。

**-** 47 **---**

## F 假釋放及び釋放の考査に關して缺

後來パロリー(假釋放者)の監督の任に當る人々を援助するたとり、一つの責任となつてゐる。受刑者に關して可否の意見を提出するは、中リーの長であるが監。、受刑者に關して可否の意見を提出するは、個釋放を認許する言意の權威信用に擁護するために、日つは、個釋放を認許する言意の權威信用に擁護するために、日つは、個釋放を認許する言意の權威信用に擁護するために、日つは、個釋放を認許する言意の權威信用に擁護するために、日つは、個釋放を認許する言意の權威信用に撰述するために、日つは、個釋放を認許する言意の權威信用に強定した。日つは、個釋放を認識して可否の意見を提出するは、個釋放の考

共必要になつてくるのである。而して、不定期刑が施行せられめにも、此等の申請を賢明に偏頗なく處理していくことが是非 に類似せる施設に在つては、この任務は二重に重要の度を加ふ 職務を執行することになつてゐるリホーメー て居り且つ施設所屬の假釋放委員がこの申請あるに從つてその 此等の申請を賢明に偏頗 なく處理していくことが是非 トリ又は其他の之

矯正図書館

を消すのである。 な事質に基いて行はれたことを知つて、當局に對する信賴の念 判断に基いて行はれたものではなく、パロール(假釋放)に於け 同時にまた、受刑者は、釋放が個人の依怙の沙汰やいゝ加減な 設の職員に自信を持たせるといる實際の效果があるのである。 る自分の成 もし、正當に与みに發達せしめられたならば、 功を顧念してゐてくれる一團の人々の發見した明確 分類手續は施

なるのである。 でなく實際の材料の慎重なる評價に基いてゐるといふ信念を深 其他の矯正施設と外部の社會との關係を一層切實にすることに かめられるのである。而して、これはホリーメートリース又は 更らにまた、警察官更は假釋放及び釋放の決定が空論の結果

禁中に在る受刑者を釋放するに無制限の權限を有せる憲法に基 いて制定せられたる赦免審判所(Constitutional Court of Par-斷を下す以前、必ずや右の受刑者は州の行刑省の分類委員によ dons)がその審判手續中に、刑の免除又は假釋放の申請者に裁 ニュウ・ヂャーシ ーに於ては、分類手續は、過ぐる二年間に拘

> を設くるに至った程の發達を遂げたのである。 との規定

(G.) を研究するための調査研 として

ディ(個人としての犯人に關する事情研究)から流れ出すの犯人に關する分類材料に主として基いた徹底的なケース・スに科學的精神を注入した最も重要なる努力の或るものは個々 る。此等の研究は単に統計上の表や圖式の作製に限られる必要 時には、それは犯罪問題解決。道を拓き得る貴重なる智識の源 能率を發揮し得たとは云へないのである。矯正處遇の質務の中 行刑並びに矯正の二つのタイプの施設はその機能の最大限度の 罪の原因を闡明するの目的のために役立てられるにあらざれ ける最も困難な問題の或るものを闡明するに役立つのである。ヒストリーが忠實に研究さるる場合には、犯罪豫防の分野に於 ることになれば、それは非常に價値のあるもので、このケース・ 究のケース・ヒストリー(犯人の疾病に闘する經歷)を調べ上げ はないのであつて、からいぶ機械的な工作以上に出で、臨床研 となり且つ犯罪豫防の方法について啓示する所も多いのであ ある。この材料か有能な専門調査家によって慎重に解剖さる人 びに處遇の進行中に蒐集された材料が犯 ・スタ 0) .C:

\_\_\_ 48 \_\_\_

に深いものがあるのである。れたる諸々の考察から益を受くることになれば、この利益は特課、移監、紀律、教育についてのプログラムの立案に開陳せら の異つた方面の課に属する職員達か時々分類の討議にれは職員の教育のための手段たり刺激ともなるので、 律な活氣のない裝置となってしまうものではないのである。 行刑施設並びに矯正施設に在つては、分類手續は決して千遍一 その席上報告の綜合調整並びにその結果に依る作業の賦 して進歩的な管理方法に こて選替さるム近代的な に参加し プリズ 7 2

ドーはそのために生ずる不利に直ぐと氣がつくのである。 常に重要であつて、少しでもごの努力を怠れば、分類委員のメム設の幹部職員の分類會議に出席せざることである。この事は非指導を缺き且つまた所長又は監督(リホーメートリー)及び施 ーはそのために生ずる不利に直ぐと氣がつくのであ 分類手續についての大なる危険の一つは、手續上 の生 々した

發見智識 する激勵を常に感ずるようになるのである。 ることの看取せらる」のは尤もな次第で、施設の幹部たる各專 職務 この關係からして、二三の進步的な施設に於て行はれる職員 練習科の設置と共に、分類制によつて下級の看守までが自己 に於ける進歩した近代的方法と實際の應用とに後れざらんと 達してゐる施設に於ては、この活動の分野に於ける新しい の性質についての深い理解と明かな洞察を有つようにな に接したいといふ顧望は只だ獨り分類委員を組織する 職長並びに各課の長たる職員も自己の専門の活動の分 分類手續が最も善

> 員全體の間にまでも登透していくものであつて、また實際然う 少数の人々によってのみ懐かれるばかりでなく、 なくてはならないのである。 それは亦た職

たのである。 るといふことは、これまで我々多くのものム經驗する所であ に當つて、その指針となるべきものがこの分類手續から得られ 教育の方法を定むるに缺くべからざる材料のタイプを携擇する 職員の練習のプログラムを立つると共に、受刑者に施さるべき ンの職員の練習に實際の本質的な貢献をなすものである。 ア(塊)をふくらます酵母のようなものである。それはアリ 然らば、是に至つて、分類の手續なるものはパンの全き 幹部

らく深く祭すべき事實の一つであらう。 興味が自ら職員の間に生じてくるものであ つ其上に、それが强い責任感を以て熱心に指導さる、場合 此の關係に於て、この分類なる手續が巧みに行はれる場合、 必ずや受刑者の適當なる處遇と陶冶とに對する自分一己の るといふことは、

り且つ管理上のむづかしい問題の解決に缺くべからざる助成のグラムは施設連營の標準を高めて行く一個の堅固なる基礎とな 一手段となるものである。 忠實に適用さるゝ場合には、分類なる行刑方策上の一つのプロ 之を要するに、正當に支持せられ、 十分の職員を備

of Criminal Law and Criminology, June, 1941

## 第二囘副看守長特別練習所開 設

び大原、三並刑務協會主事列東各刑務所長中村東京豫防拘 木行刑局長、安達、國宗、中尾各書記官小 何正木練習所長の訓示並必後副看守長答辭を述べ して、 主事の 協會 寺光兩事務官、吉田、 局柄日夜勉學修養に精進期 長 務所からの入廣生も全て寄宿舎に收容の入所生總員四十二名で今囘は在京四 か第 の通り。 訓 ありて修了證書を授與し正木練習 第二講堂に於て閉所式を學行、正 開會の辭に次ぎ宮城遙拜默禱國 三並刑務協會主事列席の 九月十五日午前十 示を受け練習生總代三重刑務所 週間の豫定や以 小並修業生總代の答述べて式を終った。 岡部、 て開 時 禁所長及 設 河邊、岡、 半 を が九月 せ 下に大 か 6 ら刑

今日茲に副で 看守る 石守長特別練習所長訓示 を開所

> でーしりまとば地のよ諸あたる ません 諸 位 人 君 n 昭君は今日の好評とな 長 位 年 0) 地 經 位位のれを 驗 と図 そ多 の 數 幹 とす をま副な守 3 なすの守 4 くです。守はあ人い長 と多 2 君 3 0) とあり々はの 數 -6

の過者居常 今あり自 をる 時 01 直 0 to 面 にりま L 25 て関 恵す £ -所は 調総での 〈國せの頭 いにし時の點 か報めに上に って勝 過去の 過去の と 勝り 取 君る罪容て #

は死自った君戒と

の懐 最の \$ -欣端 を述 ぶる を得ま

7 部 めんそその まらめ を高くの地位 -1 0 たど 持こもたを行た基 世 と行る與刑の礎 なに刑やへのでと け於の必ら中あし人人の行れて中しれ心りてと看 ば諸心もた な君的高の らいっ後と

> 現 し各人 よく 和刑 しの の行・使 刑

1)

す

すれなもをでての置導 日にに守の浚 んこと 〈者此 の謹 あ講學 2 ま を充 聽 り師問 べた度なのず き刑事 位別 3 ま各 を 11. す位授刑事 ことを 者 分れ . 糉 急あ 望 にる 0) 味と共 h 指 あれ んで私の御挨拶 1) 5 以 れ れにそ 7 ば ま れ た 各講師 すっ 念自己 んこ を師へら成 つにる君 Ł ~を信 て關にが を 以捨義 と應が熱れ者居す際行 7 切 7 致用も誠 精 るば りる 望 收上 し刑 しせのそ學かま必心の指 し容君神一を 須 得 指

路端 閉本 閉 を所 日所 行二日 練習所長 特別は 時長訓 練習を終 别示 練 懷 智 の所

す刑持 00 為に盡して 頂刑 き度 v. E 0) でて 御 座い いま行

5 公 すっ して御 す 3 時 奉公を が 君 來 7 國 50 己れを望して奉

して居ら

幸福であつたであららと思ない期間の練習ではありまれた行刑及之に必要なる學紀 たらの諸君にとつては思想ならの職域によりま

なる學問

がまて

現し再

経短の

古 72

すり

たって

場場

0)

を受け

6

7

れれ

7

たれ

ば

7

to

き幸

と思

思思なる

--de de 立

0

諸

君

0)

る薫の身 終り に當 を以 を表す 式 10 に際し練習 て終始 6 御 來臨 れ っる次第 まし しのま對てにま多すし練は する深智 す幸 御 甚なな 生 繁 の性

ス御先閉 生所本練と閉謝 ル訓 示 7 7 位 兹 生 賜 二第 總代 1 舉 1) 御 行 二門副 A Th 七 N Kin ラ ハヲ iv 生辱、看守 無シ 際長 1. 御 リ特 1 製 閣別 光篤 下練 並習 榮 1. 12 諸所

諸當のた短にば君でなるい着肉

とを

期

間 着

たそすりを〈學人

ののるま養諸問體

す。成せ

は不られる。

3

K

--

言以て訓

別は人間を更生に 関常なる品位 である。恐さる品位

肉

であ

らたは

君はに

はそ例

200

位れの上れ

物であ

3

であ

る 行

であ

ŋ

で點に

於

7

あに

があす

は

3 0 刑 信 10

5

3

V

つが生あ位

共。ク 陶 智 [11] 閣 = 餘今 懇 下 篤 並 裕 ナル 諸 敢 1 先 =1 テ練 御 充 4: 智 教 胁 1 分其 御熱誠 導小 ナノラ期 ラ -サ 間 丑 稻 り極 1) 12 シメトテ 生等 ` 御雖短

るう私を

0)

習

所

長

E

7

0

最

初

かりの座撃

諸喜學いな

から

び生まる

示

3

れ 期

た間

E 1/1

い諸

ふ 君

2 14

では真

す態

が度

7-

1]

0

2 誠

캠

-

あ

2

とは

12

とす

するの

5 1

ところ

であ たこ

ŋ

ま

F.

君

は

て所

75

mj 初

30

長

0)

最

0)

も卒業

乎 生

決て

7

1:

カー 旦 へ ク き 要 当 報 時 大 、 國 ヤ 喜 ヤ世界ノ國 アル 練 達 訓 1,) ナ = 感 = = 1 がテ 習 成 則 對 7 1 1 ス解ル感 秋 寫 1) E = 堪 同 7 代 表 所 3 東京 東大性 東大性 東大性 東大性 東大性 東大性 + 聊 力」 燕衛 有終 ノトニョリ上雖重加ナ 1) ス

## IJ

## 講習 會

唱宮城遙拜皇軍並英靈に對する默禱を行 各刑務所より選拔せられたる講習生十五 川廣島刑務所長外刑務所幹部十名並管內 主事農務課長外三名及廣島管區代表小橋 場五日市分場に於て開會式を擧行、正面 廣島縣佐伯郡五日市町廣島縣立農事試驗 (部長三名看守十二名) 出席、國家齊 國旗揭揚、講師廣島縣經濟部地方農林 學等左記の通である。 和十六年八月二十六日午前八時から 別紙授業時間割並動作表に依つ 同月三十日終了した。

二十五日 升 九日金 高下技手講義 終 午後廣島刑務所內見學 式學

## 故竹內看守長告別式

### 知 刑

花輪各一 る。無常憑み難し。知らず露命いかなるめやかに僧侶五人によりて讀經が擧げら を供 一對を裝置し佛前莊嚴なり。 肖像畫を祀り、其の雨壇に季節の華一 入堂す。 に高知刑務所同仁會より寄贈せられたる 遣せらる。式典準備萬端整ひ、 七十餘人。橫濱刑務所よりも代表者を派 守長竹内茂登實君の告別式を擧ぐ。 刑務所の教誨堂に祭壇を設けて、 するもの遺族、親族、緣故者刑務職員等 (戒護課長) 擧式の挨拶ありて、し へ、數種の珍果を盛る、刑務協會並 和十六年八月八日午後 祭壇正面に遺骨を安置し故人の 終故者より手向けたる花輪 先づ葬 定刻一同 故副看 參列 前委

ラジオ體操 に對し默禱 皇軍放英靈

二十十分分

講習生は全部**廣島市草津町**( 寺(五日市分場より三十町)に合宿せし 專ら心身錬成を目的とし左記順序に依 る諸設備あり、今回の講習生に對しても にして、常に参百人を收容宿泊せしめ得 は精神修練道場に利用せられ居るところ 夫々實施す。 同寺は從來各種公共團體の講習會又 (禪宗) 海藏

至自

王々七時二十分

至午後六時

"

六時三

十分分

"

七時

三十分

頃退場、午後七時頃宿舍に歸着す。 各舍及牧場等を参觀の上午後二時三十分 修練農場着、土屋場長より農道精神に就 塚原種育場を見學し、乳牛養兎養豚養鷄 内にて場内を見學、更に午後一時より七 て有益なる講義聽講したる後同場長の案 練農場見學、 八月二十九日廣島縣比婆郡山內東村修口 見 學 卽ち午前五時宿舍出發九時

掃洗起 講習生動作表(宿舎海藏寺に於て) 

廿六日火

開會式涌島農 農業菜別調

務課長講義

製法

 $\mathbf{H}$ 

曜

至自一前八

午時

至《六時

授業時間割

就

座

1111

九 九八 時時

廿八日木

橫田技手譴義 果概園實習

所長以下各代表有志者の燒香ありて、遺 哀愁一入なりき。遺族、親族、高知刑務 垣看守長代讀)の弔詞あり。破格の餘榮 所長代讀)橫濱刑務所長(橫濱刑務所稻 場高知刑務所長、正木刑務協會長(大場 なし、と。萬堂醛なく、たり燈明の打搖 光陰に移されて暫くも停め難しの紅道にか落ちん。自己に私に非らずの 族代表の挨拶竝葬儀委員長の挨拶を以て ものあり。此の日朝來細雨蕭條薄雲低迷 と此の盛儀に遺族は感極りてか涕泣する ぎ沓煙靜かに堂に滿つ。讀經終りて、大 づくへか去りにし。尋ねんとするに蹤跡 四十分嚴嚴肅 裡に終了せり。 紅顔い

## 會

管内教誨師研究機關たる北光會第六回大 祭を佛式により嚴修せられたるを機とし者及司法保護事業功勢物故者の慰靈合祀 會を札幌刑務所會議室に於て三日及び四 三日札幌控訴院管內刑務職員殉職

> れたり。 上の樺太、函館、雨教務課長缺席)合計當日出席せる、各刑務所教誨師(轉勤途 国鉄事等十名の來臨あり盛大に開會せら 谷派北海道宗務出張所長竹津義圓氏同黑 枇杷田札幌刑務所長其の他各支所長、大 十三名、外に來賓として、 主催地刑務所

八月三日

(木)(=)(ハ)(ロ)(イ) (木)(=)(ハ)(ロ)(イ) 開會 開會 開 國民儀禮 開會ノ辭 后 午前十時 一同慰靈祭**參**勤

經過報告

話

示大谷派本願寺教學局長

休 研究發表 憩 (午餐)

談會

協談會

八月 四日 產場更生訓練所 司法保護會北海道授

-52 -

至自 至自

11 11

八七時時

1111

七七時時

至自

11 11

七六時時

### ◇猫・米スパイコンク 無電で謀略ごつこ ル

米獨開戰の危機が刻々切迫する折 大八十合戰の參戰前夜の表情を示す米獨 大八十合戰の參戰前夜の表情を示す米獨 大八十合戰の內幕暴露事件が去る九月 大田に起つて目下ニューヨーク・ブル 大田に起つて目下ニューヨーク・ブル は第一週を終りいよりへ本格的な第二 といはれるフレデリック・ジュバー ト・デュケーンの公判に移つたが、F ト・デュケーンの公判に移つたが、F ト・デュケーンの公判に移つたが、F 別に入つて十五日にはスパイ網の首腦 といはれるフレデリック・ジュバー を登據物件その他右スパイの活躍を撮 影した映畫を公判廷で映寫し、FBI の手先となつて働いた反スパイと對席 訊の影へBトと週はりッ九ス柄間手し證I・いに第、ク日パ、

この首魁デュケーンは六十四歳、北 中年間職業的スパイとして世界を股に 一年間職業的スパイとして世界を 一方に生れ米國に歸化し、過去四 一方に生れ、前大戰では英陸相キッテナー元帥を殺したほどの懐腕なので、 一方に生力が、大野では英陸相キッテナー元帥を殺害したほどの懐腕なので、 一方に大力を行った。 一方に大力を大力に大力を含めて二十四 をなり、らち十六名は米國の防課法を となり、らち十六名は米國の防止ので、と をして七月に入りまた他に四名ので、ど でオーストラリヤ、フランス、ロシャ、モラヴイヤ人各一名が、 一方による。 ところで團員の大学はドイツに洩らし、 ところで團員の大学はドイツ系市民 でオーストラリヤ、フランス、ロシャ、モラヴィヤ人各一名が混って三十三名 ところで國員の大学はドイツ系市民 でオーストラリヤ、フランス、ロシャ、モラヴィヤ人各一名が混って ところで國員の大学はドイツ系市民 でオーストラリヤ、フランス、ロシャ、モラヴィヤ人各一名が混って ところで國員の大学はドイツ系市民 でオース・カー・ガース等の諸會 イン南航空會社の一員として両来、歌

米を連絡し、或は船員、船や飲食店のコック、バーテンダーなどが参加、女性はウイン生れの美術モデル、著述家などで、社交界に出入りしてドイツ側外交官と連絡をとるものなど、映畫の高書をしのぐお膳立てが揃つてをり、一味は主として英國へ軍需品を輸送する船舶の動き、米國々防大擴張の進行や新武器の機密を探り、最も巧妙な方を開ひ、複雑な「スクエヤー」暗號の近行を動力を通り、前大戰來最も大がよりで組織的な諜報機關であつて、さすがの次字を同かな諜報機關であつて、さすがの米當局をして心膽を塞からしめた。

査を行ひ、 從つてFBI に心膽を クを中心に三週間にわたり一齊檢め證據を萬集して、六月末ニューと十六ヶ月、諜報團員の所在をつ局を使つてドイツの本部と通信す 0 ひに反スパン しで必 1 と個 死 0)

火てゐる。 し得 會 る情報を送れと言 にゐる 氣象通報 0

社

ス

18

と米國の海岡を送と米國の海岡を送が西から東に吹いて新西から東に吹いて のと推定されるのと推定され 氣壓、氣溫 干滿に至る情報で、 と推定 やら てゐた當時ド 要 風速、

か科せい 直前ノルマンディー號のかといふ人電もあつた。かといふ人電もあつた。かといふ人電もあつた。は飛行機會社のストライは飛行機會社のストライは飛行機會社のストライない點から、法の適用にない點から、法の適用にあり、法規通り二十二年あり、法規通り二十二年 カ・ラ 送らが 就からどの ディー號の た。

0)

BI (米國のゲペウとして恐れられてある秘密警察、ルーズヴェルト大統領の直接のお際がかりで映畫で御馴染のの直接のお際がかりで映畫で御馴染のの電子が、此の米、獨スパイがウィリアム・シーボルトへの形で、此の米、獨スパイ戦にかった日間ででは一つといふドイッ人で前大戦に躍つた二のが、此の米、獨スパイ戦にかったのだったしてカリフォルニアのサンジエゴにあるコンソリデーテッド飛行を配置が、此の米、獨スパイ戦に躍つたこの秘密探偵が巧にナチスパイがウィリアム・シーボルト(四スパイ本域に節いてあたとのことである。さて公判第二週は反スパイドBIのことである。 光の 發覺の 國の機 カン は意外 オレ その なる

スパイ網勸誘を脅迫され、ツブルグで時計内に仕込んだ顯微鏡寫真の指令五つを渡され、更に一千ドルで無電局を設立、注進するやら命ぜられた。ところが彼は歸来後國務省と下日の官憲と會見しすつかり打開けてしまつた。FBIは彼を反スパイとして利用すべく、彼のもたらしたをとして利用すべく、彼のもたらしたをとして利用すべく、彼のもたらしたのとしてがデン爆撃原準器については反スパイの證言によれば、ハンブルグで指令を受けた時手柄を立てるかのやらに「照準器を手に入れたといよっそので指令を受けた時手柄を立てるかのやらに「照準器を手に入れたといふっそのか」と訳ねると「もう手にはいって 民軍シーボー、日本の場所である。 1 ッに渡 關銃手を勤め ル反 つたとき、 年 大戦勃發直前 秘密警察から 大戦 竹 でリ 1 4 あそてうのグ反れ

- 55 ----

水名水臺長水開橫 戶刑戶北崎戶城濱 〇 級 吉松見豐古遠松飯 # 田浦川 野西岡村 光竹秋翠崖峰大清

月嶺翠亭龍月丘司

抱皇 丹恩

皇神包 港皇 包手 皇 丹恩"丹恩"丹恩"。 : 丹 思 自

老

職辣 幕 意氣 安京城是 作何 生感

∞山君、寛容の作、まだ力が

■対別者、寛容の作、まだ力が

■対別者、第一次を表示

■対別者、一般で品がある まだ力が足りな てはゐるが 30

が少し弱い。

▲薫洲君、

面目

ではあるが線

▲華堂君、 ▲舟水君、

軍厚、暢達の

額法の

◆特級 ▲清司君、歐陽詢を臨して筆極めて妙。▲大丘君、氣字雄大、籍極めて妙。▲大丘君、氣字雄大、籍

ー體が少し右上りである。 「一體が少し右上りである。 「一體が少し右上りである。」 「一體が少し右上りである。」 五級 ▲越山君、

◆特級 ▲秋桑君、筆力雄健、草へきものある。▲蒸堂君、筆

三年

挺

屋

藤

開臺名長水 城北刑畸戶 井通 松豐松古吉 上木 岡 浦野田 華黨 **灓翠竹崖光** 

府水開小水

中戶城菅戶

大遠松諸見

川西岡戶川

蘆峰大翠秋

畔月丘堂水

600級

成六

績囘

題

仙洲 馬亭巖龍月 松一招神沼府 四 ---津戶津刑

0 級 常高伊華 小 橋藤 秀常 春夫春堂

岡松神尾 五 戶戶刑 山江刑道 000級 付金淺藤 泉越竹 山內 上織野木 紫 淇 二玉福和 泉山水 鴻仙夫風

條 が少し下

**筆**致

▲竹巖君、落歠が少して 落歇が又少し り過ぎた。

あり喜ぶべし。 ▲峰月君、近來君の筆力見るべきもの

ては居るが

第屈な感じがする。

まさる。 四級 れたい○▲二島、ミリー・温々練習せら居るが充分とはいへない益々練習せら 五級 ▲洪水君、瘦勁、 ▲宝仙君、歐法をよく臨し 、筆致平板のためチ

### ト弱く見へる、 惜 い作品である。

L

者である。▲齋君、

å.

1

3

夜

to

裁は

縫

1

す

B

n

ば

2

ほ

3

学

0)

鳴

晋

淋

き

秋

2

な

b

け

b

神

戶

---

0

4

0

N

0)

身

1

は

あ

n

E

職

域

1-

勵

む

手

D

To

to

片

時

休

8

-30

で で で で を で で を よろ。 で を よろ。 自 運

**没 發 統 切**、 東京市品川一月號本欄

> 0) は級位。 注意、級位あるも

所屬氏名

のは級位は新とす

松馬松\_沼千沼 四 江山江 津葉津 ○○級 常海伊 挺通 小村金 保藤 屋木 川上織 常常 藤薫 舟二玉 水鴻仙 春山春 市洲 人何 `

橫浦橫臺山橫豐

濱賀刑北口濱刑

清深清潤清田洪

泉史泉清一齋水

Щ

仙

谷水中

廣

五

手本揮毫のこと一 集囘 水名

戶刑

見松

川浦

秋竹

水巖

枚、大、 條幅、 書體隨意 一人华

人の

**運西品川三の八三一** 電地、高橋白鷗先生:

雅號等を明記す 一説するこ

だ薄月、 題

詠 自 井 大 翼

選

刑 政 壇

每

集 月

用締當 紙切拳雜 ガ 牛每 一月 葉五 三日限

府

111 井

F.

忍

谱

11

朝 倉

長

喜

早 苗

弘

前

大

和

砚 花

大

阪

足

V.

te

胸

6

1-

H

0

丸

着

17

7

足

車型

1

青

は

召

3

\$2

T

馬发

馬

0)

加

. (

獨

房

0)

窓

1

出央

れ

る

月

影

1=

不

幸

0)

罪

0)

强

<

身

1=

3

あ

6

6

カン

1=

汽

車

0)

過

ぎ

行

錢

橋

1

風

0

あ

to

0

音

7

E

3

17

1)

12

城

志

賀

宫

童

豐多

摩

倉

持

達

囚

人

かい

病

囚

1-

凹

3

11

57

粥

1-

伊

17

は

宝

1

N

3

かい

i)

1=

け

1)

=

肅

大

2

蹄

0

響

離る

b

0

0

霧

1

~

だ

to

る

徵

馬

----

to

n

-- 58 ----

- 59 ---

兒

等

0

盛

村

0

方

b

聞

克

告

T

我

X

並

0

稻

0)

波

間

1-

名

拘

松

井

康

111

古

歌

8

1)

眺

8

3

窓

1=

秋

風

0)

蓬

0)

枯

穗

1-

小

波

1

3

E

す

黑

き

血

0)

李

ば

5

な

る

壁

1-

對

普

T

囚

等

は

夜

每

蚊

te

5

3

3

森

奈

良

健

藏

名

刑

小

原

E

夫

Ti.

月

雨

to

学

E

0

H

0

0

4

日

6

ま

た

田

草

3

6

h

故

鄉

0)

母

は

受

刑

者

0

手

仕

上

げ

た

3

大

篁

笥

Th

告

だ

あ

H

T

塵

te

は

74

0

長

野

岩

澤

英

作

曉

0)

稻

穗

1=

de.

3

露

0)

玉

黄

ば

む

光

0)

貴

6

あ

る

力》

窓

明

H

T

3

de.

3

河

原

1

湯

0)

町

0)

子

等

は

た

82

水

七

親

25

名

刑

尙

小

田

原

內

田

露

寶

荷

F

侍

0

小

舟

に

炊

4

煙

b

李

直

1-

登

0

時

雨

晴

n

W

京

都

白

柏

大

虚

久

1

7

我

かい

0

1F

b

V.

0

此

0

丘

1

思

鄉

0)

5

5

3

た

~

が

た

き

力。

な

戶

仲

矢

多

美

7.

<u>\_\_\_ 61 \_\_\_</u>

名

刑

麥

山

深

炭

to

燒

<

T

3.

兄

Ch

h

狂

死

0

囚

カ

帽

持

5

歸

3

0

獄

店:

E

日

は

照

0

な

かい

6

4

立.

0)

V

ま

遠

Ш

E

白

力

かっ

n

片

時

6

忘

3

3

2

0)

な

き

五

子

~

潔

1

死

ね

V

3.

軍

國

0

母

は

阜

國

枝

湖

\_\_\_\_ 60 \_\_\_\_

I

2

30

2

0

3

1

方

to

仰

H

れ

ば

遠

空

晴

れ

T

訓

練

機

舞

3.

---

重

無

恙

戰

線

0)

兄

銃

後

0

增

產

\_\_\_

百

+

日

0)

無

事

to

告

げ

\$

3

宫

城

FJ

子

丽

風

13

力

12

6

休

暇

E

T

家

路

te

5

心

た

0)

1

5,

0

克

0

は

な

6

h

15

2

b

かい

1

打

笑

古

人

0)

あ

は

to

な

1

倉

耶

枝

子

W

普

6

早

<

癒

克

古

世

祈

h

0

1

捧

げ

4

日

0

白

菊

0)

は

な

Ш

片

Ш

Ch

3

岐

阜

高

木

孤

月

春

3

れ

ば

茂

7

0)

40

15

普

2

0)

町

1

常

す

3

7

朝

每

な

野

漫

10

H

ば

す

h

0

花

優

L

办

れ

0)

素

足

E

b

0

8

5

名

刑

麥

原

神 戶 憨

ク

工

實

婆るに

日つ婆病し

働て々が歸

て種雇あり

家のつるけ 事通てとり

のひ家か雇 用婢事何ひ

用も全く終いです、その場合です。その

へのせで

て雇て臨昔

趣けのうる道そ塗

る田かい木の面限

ムのにもが中にり の上見のうを発騰

みにえ」すーりい

い青田です、それり潰したやらなば 一筋の街道が通っ 一筋の街道が通っ 大影が青いものに える位であってま える位であってま

もは青」上つ感れ

要の近家行でが廣するの の が で 所庭水す見いと 、 松青を 渡

がで所庭水す見いと、松青を渡ったのにを。ら青微青並田で

#### + 句 を

の波動 然れに同 そにふ子の曲風

てとうづな はす南に が數室 ま折にる思いいい親青神、山夕一神感字に夕夕、が因月夕 月青ければ花もまた 保のあるが如く彼したとこ 体のあるが如く彼したとこれたのあるが如く彼したとこれたのであります。 一つ御室の星が輝いてあるのであります。 かれたといふ室の星無数 を取入れたといふ室の遅いて居るのであります。 といるであります。 を取入れたといふ空の變化を別れたといるをのがであります。 を取入れたことにあります。 を取入れたことにあります。 を取入れたことにあります。 合せな家庭を營んであります。 の人の心持を詠んだものたます。 の人の心持を詠んだものたます。 の人の心持を詠んだものたます。 によりなくとも仕合せたるともせるのたるともな家庭を のは對 神貝して のま神山 としうさしの

#### 幕 钮 集月

### 刑 政 俳 壇

用締題 紙切當官每當 私月季 製五隨葉日隨 書限意

秋天誘ヶ梅干昏夕紅一芭啄水瓜虫 立守蛾」ゆ蒲る紅葉徑蕉木瘦提鳴 湖葉ゼの葉鳥ゼ灯く つ閣燈がる園湖 くや雨催ひして闇深く 場の二つ來であぬ立枯大 場の二つ來であぬ立枯大 を洩れて木魚の聞えつ、 葉を洩れて木魚の聞えつ、 葉を洩れて木魚の聞えっ、 葉砂、えて後流美し、 でる山次ぎくに汽車のな をとめまりに多し蚯蚓鳴く がすめて星の流れけり 屋嶋の上に北外の を表するなまた、かず誘蛾橙 屋嶋の上に北外の を表するないで表現ない。 ないなまた、かず誘蛾橙 というでというでは、 ないないで、 ではまた、かず誘蛾橙 ではまた、かず誘蛾橙 ではまた、かず誘蛾橙 ではまた、かず誘蛾橙 ではまた、かずい。 ではまた、かずい。 ではまた、かずい。 ではまた、かずい。 では、 では、 では、 では、 では、 でいた。 土り座燈くるるく窓葉ュ木花ひく

高

199 賀

西同同北同同栗同同同壬同同同船 生 孤

賀

31.

村

きまいで たのです、 たのです、 たのです、 たのです、 たのです、 かひ居時 燈活山こ月法カ銀竹簀濱獄梅秋鬼唐雨珠新朝コ西雷 明花のム未師ン漢筒衝茄窓雨立百牡は數凉映ス瓜雲 に立子を晴つ合丹れのののモ船の や秋気である。 京かけ郎けかあ流小凉のん戀のりあ强り島なか港暗

しなり花りにりれ屋み徑ぼし窓てりしに瀉りなすし

す月海そたる

木

H

ののようの自身れまれる。彼上はの目月れまれる。

1現かが一海六

か、その海にはあるが、 その海にはあるが。

はい六れ日の上

高

矢同高同市同い同勝同同 高同市同い同勝同同 島 加 し 精

=

重

やの幽波にのばす醸ま

表現

に作者

深

1.

一同鈴同宗同杉同雅同栃同

舟

韶

-- 63 ---

越

\_\_\_ 62 \_\_\_

Ш

船

本

四行任順 獲)六〇死亡 扁兔 等刑司。死局法 本 非 支 職 T. 発 -L: **%**大 所 大 課官級 横 版 長 阪 五月四日 九月二十 千年日 七月二十 長 B B 日 長 金日田公小 齋 吉四稻七岡乙苅楠小藤二加乙岡吉六 西 日 藤 日 野 本山屋 玉井場藤坂田留 田 H 彦 宗 熒公 顯賢義寶惠佳教義 蓬 孝 壽 治(會計課) 造(京都) 造(京都) 造(京都) 造(京都) 造(京都) 藏勇 郎 吾(東刑區 勇 郎 東 (大堺 長 少小 井 周 田 拘 阪 渴 稿

敍

任

髓

令

等查檢 四部事

級第章

八級一任看守長(宮崎) 等也級補 等 等 等 等 (族島) 九月看九日 同同支同所與少同同同所同所與所官司九 同同看司 同看同支同 看 所 展 長 長 長 本 長 小 安 長 守 去 看守長 至一一中 長 心 得 記 表 書 記 一 月 得 -七鈴四松二模土福伊青香關島 枇長日田杉伊米所田吉高淺城高日 日本日 油 日本橋山藤柳椎 田杷部 惣福 豐豐 鍬 田 太源蓬 高太太前彌太 義郎郎之錄郎毅郎介吾 公岐 代 名 审 補佐 盤 行 岡 和貧 刑 島 山阜本幌 府 城 支支 少 局

同看同同看看支看守長長守

西中高田濱中山本

都和崎

宫支

是

新潟

村塚島

新闻拘制

孝敦政茂

平(長期) (長期) (長期)

所 支 所 長 長

濱下川

田亥直與

三次四

郎郎 **後島 強佐** 

**长原 平世** 粉支

同六同同同五同四同三

金久渡

城保部

行豐義

元 后 品

路 1/1

魁

H

月

四

日

長

二課長 是 長阜 島 品司 長屬 八 中瀬山野元木 代本藤岡 五梅菊引 榮八行 郎吉治泰昇肇陽男孝 刑 

頗 绝 六級 同同看十看支九 同同看同看 同 同 看支同同同作業 守安 安 長長 安 長 + 日伊高菊兒福村北 野後 鈴 北大岸秋工 野 竹津野保東 藤橋浪玉森松 藤 **灰**又 春 實 兵 励 **春四** 曲 築一 勝 文 兵 春 真 郎 (新 ) 即 (新 ) 即 (新 ) 即 (新 ) 第 (新 ) 太 藏(米泽支

なしつるのか もが扶育らるかさ復育のいいて近さま生つ そ病 るうっした 居ちちあ廊 つにのつ下 いい室ちを鳴 てつにのち 了と遺室ろ水 生を會す心らは父石の送生の持思弱は ひし病せ志 活の つも人につ やく身ね 情で 三蟠花聊朝笹厄美アオ名山暹手飛鰯機大故新囚幹 月と吹を行機の添機 フィ 械い里凉 ス 日蟀園か顔 0) 葉のゆ事秋ル 螁 月のにのの ス 木 朝てのと をや傾朝でよる一を初れる 風 0 らない 日ト ス あ た る が る 0 々と 3 あか如過落 タる日 父 寄 スり の日や \$ ち ( ぎ 挿けのす の相二文大崖しり獨打秋 ち 書のというできない。 1\_ 白やつ字根草で退り

き鰯三太ま

く祭端なす帶雲つくくにり時りな整り

あ廊あ

てことのか育來けのて乍ぬ何し隨す行るのし上らつるの句ゐらこか母を°水

有つ活一がつい北病為てを面除て體國

の變るてこ

なつ這い

人て

たをがた

り貰ある

T

あかと問題

る

つ窓りな粉

雨

愛つる

が自らなる子は

ふふれ物猫來

くるか

0

です

名古屋 山原 戶 松矢小吃三久澤松三尚內白金江柳儘 同鞍同設同 保 樂 井吹林 田戶 田 田 田井 田柏織 銀 康朝彦 露 大玉賴提 美一 麥 梅康 川雄永夢村流園川代子寶虚仙通石緒步 月

- 64 --

### 訓 令 通 牒

手 當豫算過 一不足調 出 方

時

テ半式様臨 刑進期三處時 達每準理手 共相ニジ致當 濟成標每度豫 組度記年候算 候調七條增 書月本額行司 成十四關刑法 1月月シ 1: 上當該月五日迄ニ本省到達元十二日行甲第六四五號通元十二日行甲第六四五號通元十二日及四月ノ各月一日現 昭和十六年八月二十八日 昭和十六年八月二十八日 ポート 第一 三九七號 昭行 日號 達現通額 ノ在牒ノ 日二二場 取付依合 ヲ各ルト 以四書同

## 合 二開ス

行司 刑法 相刑局省 成務同行度所昭行 十第 年一 八月四四件 照一八 日號

回標 答記 致ノ 置件 候二 條關 御シ 了水 知戶 1) 別紙 甲 號 會 對 2 號 1 通

用 = = ノ流モ **範失多照** 園ノ數會八 發月 = 災ノ 關厄罹, 闘シニ遭者九八八八 ノタ算號日 點ルシ 疑者中

相有ハ過 生之永般 ジ候年當 候 = = 縣 條付亙下 何テリ水 /規稿/ 御則セ砌 指第ル當

=一機/用記分の蓄害 ムセ 農ル 業モ = 1 使二 用限 スリ ル之

前、家ヲ、 ナ 父 落止 被 ル母農メ害 場ト器勤ハ 合同具務日 於世械餘品 テ帶等暇家 ハニハ並具 本テ除ニ什 人經外家器 ノ濟ス族其 被ヲヘノフ 害一キ副他 トニモ業生 ハスノト活 調ルナシニ ヒ者リテ直 得ニャ管接 ザシ ルテ ヲ未 以及 テ相 之續 ヲ開 除始

ナ "ヒナ "外 り他得キ父ス タ人ザモ母べ ルニル父トキ 場小ヲ母世モ 合作以が帶ノ ハセテ被ヲナ 所シ之害別り 調メヲヲニヤ 被居除蒙シ 害タ外り經 トルスタ湾 刑和為場べルヲ 長十得水モ合二 四 べ害 ノフセル 行年力因思辛組 リ料ハ合

小ス本員

料モノ本

徵如被人

收何害=

不

能

1 1

ハ被

謂害

作ル人

行昭 刑 [2] 係第八 標四月 記四世 件號日

通月 御十 取八 扱日 相附 废第 候九 1 . 7 以 テ 御 HA 曾 21 Tr.

ノ本 形有記成發 被家 害屋 / 及 限家 度財 - 等 此人 メ流 其失 13 他ハ ハ埋 一没 切若

四ミニノル、 ス農貴貴ト著組 作見見スシ合 物ノノキ貝 有所 類通通 的/ 害 自 作、 小 作 7 間 總 テ 除 外 除小 外腐 ス蝕 ベ等 + = モ因

il

### 耗 弱者 移 送二關 協議方

局省 六一年四

義モニ

長甲標 ト第記 協一受 議〇刑 相七者 成〇ヲ 候號八 樣通王 致牒子 度二少刑法 候依年 心刑昭行 樣務和甲 式所十第 1 = 調為 二人場と ヒ合日號 八八 王昭 子和 少二 年年 刑六 務月 所行

耗 弱 少 年及準少 年受刑者 移 送 三開ス ル 件 依 命 牒

刑法 局省 昭行 和甲十第 六一年四 月 日號

H 合 ---依 懲役 禁 137 受刑 者 收 容 品 分 政 IE. 相 成 候

本

0 0

0

0

0

支分用 / 少 刑照ニナ中年 之依牛現及 支候ラ者ニ準 所條ズト心少 御シ雖神平 收了テモ耗受 知八事弱刑 相王實卜者 成子上認二 度少有メシ 候年症ラテ 刑狀ル刑 務ノル法 所特者第 長ニハ三 上顯勿十 協著論九 議士其條 ノルノヲ 上者他適 直ハ假用 接右令セ 移改同ラ 送正法レ 相收條及 成容ノル 差 區 適 者

### 務 1 容區分表 -ス

受準

刑少

者年

姬

路

117

年

知阪

重,戶

岐阜、奈良

湖宮 福廣 金滋名 越宇東

小

田

原

117

年

中府、長海、千

長葉、

水川月

帶

廣

117

年

留

米少

年

礼岭松

幌岩山

、函館、長崎、

日號

タノ付本 ル指テ日 役義定ハ訓 二欄現分 付ハ行ニ 爲一刑依 念刑務り 通牒候 初支所ノ牧 (司法省 外分少 =表年六一 刑中受 告道收一〇 人刑容 及務區 被支分 疑所改 者ノ正 一項相 卜收成 相容候 成者二

#### 禁 錮 少年受 者 品 分 訓

千 受刑 局省 左和甲 區一節 六一 4. 14 九三八〇 日號

男 117 分 二依 1) 集容 ス

	,	九 條 族 軍	少年受	種
		営法ノ第		别
盛	岩	图	[1]	集
岡	國	崎	越	容刑
少	少	14	少	務
年	年.	年	年.	所
宮城	年福廣 岡島	金数名澤賀古	原來京	移
、秋田、青	熊山本、鹿岡	、 姫路少年、 徳島、高松	、前、精豐	送
森、新潟	見島、宮江	下、都高、	、 下 下 下 下 下 大 下 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	刑
八札院	崎松	知、三重、三重、	年府、長	務
、兩館、	留米少	、岐阜、奈良	野米、水小戶	所

除未シム神刑及少 昭本 ク滿殘ル耗者準年 和合 ノ刑モ弱ノ少受 十八 者五ノト中年刑 ヲ月但認心受者 → 昭 年和 = + 月六 行司年 刑法十 局省月 行一 盛岡小 甲日 岡崎田 第ョ 少少原 = 1 之ヲ 帶 號 施 廣 訓行 117 合 25 之月 燧

#### 年 錬 成 所 名 關 ス 依 命 通 牒

行司 刑法 昭行和甲 十第 六一 年四 九八月 十九 日號

通少 决年 定行 相刑 成鍊 候成 記條規 御程 了第 知 依ル 青 年 鏮 成 所 名 稱 1 夫 n 左. 記

2

11:

ス

年

11

Ŧ,

子

15%

年

國川

少越

年、久

姬 留

路 米

沙沙

年 年

久

成

帶盛久岩岡姬川小 留 H 廣岡米國崎路越原 11/ 11/ 11/ 11/ 11/ 11/ 11/ 年年年年年年年年 刑刑刑刑刑刑刑刑 務務務務務務務務 名 所所所所所所所 鐵巖千周康錦初報 青 南鷲歲東生陵雁德 年 錬 青青青青青青青 成 年年年年年年年年 所 鍊錄鍊鍊鍊鍊鍊鍊 名 成成成成成成成 稱 所所所所所所所

師

採 用 -ス 11

キテ格少 者二育 指鑑二 導三從 ) 爾事 重今ス 任效べ ヲ師キ 堀探教 シ用師

得二/

ベ付人

1 N 者

メ 、ス 、(二)(一) 、 タ大ル前青國原 ル學者項年民則 各學學卜 號校校シ ノタダ 者心許各 二二狀號 シトヲノ テヲ有一 教得ス= 練ルル該 二資者當 關格 スヲ ル有 特ス 別ル / 者 知 高號

技

能

7

、在青在青川青ノ宮青

雁

INF

因

所字シ所古所初所

來

鉛

4

Tr.

1

稱

-12

IV

N

=

因

IV

音テ

相德

通川

バ家

康

111

生

地

4

N

被

7

以

テ

命

名

-10

V

州

**館年青** 

德鎮年

先成錄

生所成

名

銘

名

1

事

H

報

德

粘

神

---

因

同

先

生

德

仰

15

意

昧

者又 们ハ シ高 前等 二、即 項門 二學 依校 1) / 難卒 +業 12 事テ 情所 ア長 ルニ 卜於 二 適 限當 NI 認

年 練 成 規 程 運 用 ス 命

III 第 1 行司 刑法 號 局省 和甲 以 年四 117 年 十七 行 鎚 成 規 程 制

ル當東リ所生所陵舊雁モニ德 所青 八年更地年地年越年 周鍊生名鍊名鍊城鍊 防成ニニ成が成ヲ成 東 部 位 在 地 hi 周 東 稱 ス N -

0

就 啟 記 各 項 御 3 知 相 成 度

0

0

(1) (い)/修、各、二來ル敷訓如類其由規係取等了スノ當新學 者了入號其拘ルルノ練キニノニ程ノ扱ノ證ル供リニニ 少 ガセ所及ノラ 十 コウヲハ限學因 第 精ヲ注 `ノ述テ入關 ザ時第入ズ月ト年受青ル歴ル八神爲意卒外ノハ所又記用 ルノ二所左一 受ケ年モニ不條 ヨサヨ業本ミ入シル 刑ザ學ノ拘適第 豐ザ拂誇人二所 タ 事 者ル校ニラ當一シルヒ、ノ依時ル項 ヨモ合シズ者項本コ荷通學據=ル シノ第テ到ト本人トク信歴ス於年 テト八單底ハ女ノ但モ簿ヲルケ受 本ス條二他例但名シ學又誇コル刑 規ルノ或ト之書譽此年ハスト既者 程モ規ル共現ニ保ノ編青ルナ得ヲ =其定科學=定護調入年=クノ青 依ノニ目セルムニ査ニ學足豫學年 ル就依ノシ身ル留ニ關校ル×展鎮 教學リ習ム耗心意當シ手べ必又成 育ヲ唯修ル弱身スリ粗帳キ要ハ所 受外ノ不ト程狀コハニノ憑認養就 ケセ科適ヲ废況ト少シ呈書ムニ學 年テ示類ル付セ 法根ヲヘ照單シ 第據求例會二厶 十ナム之ヲ本ル

ラ多及ノノテ事 四キル修發人二 ヲ除其ニコノノルテ漏一證ト表 得ズ目當得强其 ル可ノナザ度ノ 様及教ルルニ他 セ的授者者シノ

(11) 2 1 龄 者學項時記日 八歷二二二本 少葬依於依規 年常リケル程 行小相ルコ施 刑學當學上行 教校科歷 育又ノヲ 令ハ相基 ノ國當準 學民學卜 級學年シ 二校二規 學 置初編程 級 ク等入第 コ科ス八 トノル條 但課コ第 シ程トー 其ヲ 項

際

-

於

級品

部

年

普

通

科

14

級

課

程

卒

業

又

當看ノ

時守他 教 要今

數長ノ授ア祝

必爾

當南岩鹫筑歲 所青手青後青 附年山年用年 近鎌ノ鎌ハ鎌 /成別成一成 通所名所名所 稱 巖 盤 111 JII 1 E 1) 採 所 12 此 河

カ

=1\_

呼.

畔

在

iv

---

以

网

iv

刑法 和甲 十第 六一 九九 九二 日號

追人ハ及年 而物左努行 詮ヲ記力刑 獲 選 標 二 数 / ブ準俟育 以教教テ記上コニッノ 外員員左 八卜據所振 從ニル多作 前一コ大ハ 通唇下于直局省 内御トル接 議留シモ收 相意眞ノ容 成相ニア者 度成收ルノ 申废容點訓 添

ル特者 件 別 =

九八依

H

ノニリ科 同二 條在 第墨 --- 1 1 項ノ 第者 ----號ル 該卜 當丰 者ハ 卜特 記 二 メ規 之程 ヲ第 严八 通條

科第

(3) 際刑ルー同一項現 二者 可 質 學 二二 於数十第科年依實 該科 當ヲ 者卒 卜 業 認シ メ タ 之ル ヲ者 普ナ 通ル 科ト 第丰 學規 年 程 - 第 編 1 入條

(1): 科モル第各授ズ此 -ノ受ス第 ケ練 ル規 編定 入二 = 依 付リ テ教 八練 之月 ヲ受 學ケ 歷夕 叉ル ハ者 素ノ 参数 · 無年 認次

及ノモ七學及 本二有條年訓 科非八第 = 練 共ザ單一於二 十ルニ表ケ關 ニニ最及ルス 時付低第各ル 問各時二教事 卜所數表 授項 シ共ヲニ及 之每示定 訓 ヲ週スム練 各ノニル科 科教止上目 ニ授マコノ 左及リコ教 ノ訓之ヲ授

如練ヲ以及

ク必以テ調

配須テ義練

當時充務時

ス數分時 數

ルヲト数ハ

コ普為ト規

ト通スス程

體職普修 通及 學公

操 义 ハ業 教 流龙

ノ中者及ル祭 擔其二訓場日 任 / 之 練 合其合科 ヲ學ガハハノ 命歷擔規其他 ズ素任程ノノ ル養ヲ第都休 2充命十度日計練 ト分ズニ 認二 科科科科 ョナル 條可依 得ルノ乃申ル ル者外至請ノ コヲ必第セ外 トシ要十ラ右十 テア四レ公二三二五二 適 リ 條 度須時時時時 當十二十時間間間間間 科認定コ數 目ムムトラ ヲルル 職 ビキ貝 滴ハ其

- 4 --

0

(=) (n) (水) 3 2 年モ 時 1 置 (九)(八)(七)(六)(五)(四)(三)(二)(一) 、諮、ト、以當 、ク教學教教教修 行テト教コ授校科科ヲ身 教問本 週之認育下及教用用定及 要課 成學教教研育機規 訓育圖圖メ公 力技狀程績年授授究職關程 ーニム事 練ノ書書其民 回充ル務 授 / 考編及及教員及及 檢遊與修查入訓訓授會ラ少 ニ本ノハノ科 定ツ者ニ 關旨配每教二 定戲者了二二練練二二少年 期ルヲ從 ショ布學授付 的コ以事 二及決及關關ノノ關於山行 少體ナ年及テ 關運定卒スス施進ステル刑 ニトテス ボシキノ ス動二業ルル設度ル審二教 組ル 刑遺科始練青 催 織職 ル台關等事事ニニ事議ト育 ス目 務漏目メニ年 事ニスニ項項關關項ス 合 ス 所ナニマ當錬 ル其 ~ スス ニキ付デル成 2 / 丰 運 IV IV タテニコ 所 左. 上他 些 事 事 事 記期ハ必ト長 炼 北沙 項 項項 ニセ其要 問 脖 / 年. 桃 項 依ラノ部 議刑 開 3 ルレ教数 成 長務 催 教度授ヲ 12 7 八所 年. 育丰及配 教長 爲 加 刑 7 職コ訓布 育二 務

項關ル關 ス事ス ル項ル 項

取

項

適

宜

號山頂聽 事事 頂項

1 N

議

員ト練ス

上べ

青牛

フ程考議付ノ ベ第查事ス中其兵ラ キ十二録べ第ノ役デ 成八關ヲキー他ニオ 績條ス設コ號必關 考ニルクト及要ス年 查依事心第トル講 ハリ項コ 優短十 外 25 更 = 刑 務 官 會 議

會

(1) (1) 規滿放 則 = = 第シ依 四テリ 十仍教 四本授 條科及 = / 訓 依學 練 、 壓 リ年ラ 其ノ中 良年 ノ途止 旨中シ 可义 開二 夕 1 1 保在ル 三釋 種放 市ルト ノ時 町場キ 標或 村合其 準ハ 長ハノ 彩 二青 者 二送 通年 力 依時 知學滿 ルニ ス校十 コ 於 ル令九

主於

任テ ヲ滴

N

メニニ・ス、 ラ依於本ル青コ施蔵 トテ 成5 レルテ規コ年ト行未釋 行規績、二右(三)(土)(十) 所 名 稱 11 规 程 運 用 ----聯 2 ヲ 使

ノ度教ノ程ト錬 キ育ミハ 成 コラ適當 下受用分 クセノ ベラル キル青 該ベ年 當ク錬 者其成 = /所 對他ヲ シノ設 可刑置 及務也 的所ラ 本ニレ 規在タ 程リル ノテル 準ハ年 用本刑 二規務 力程所

事 》》 視二

1候務 贸處所 行司 刑法 局省 昭行 和甲 見察張九五 ヲ當有 月一 交局之 + 換者可五〇 セトキ ラ刑コ日號 レ務ト 連所、 絡幹思 協部料 調職セ ヲ員ラ

合斯巡 ヲル視 催機ノ シ會為 懇ヲ時 談得々 的テ判 二可事 忌及、 彈的檢 ナ裁事

トレ刑

0

0

行少 計 少消り 年テ以 行参テ 刑考行 金東 二 刑 成致ノ 規度運 程候營 刑法 ノ間= 局省 訓 今段 通昭行和甲 令 右卜 昭十第 巡效 和六一 視果 並ア 年四 製ラ 六九八 談シ 六年十二六張ノ 1 2 質ル 末樣 日一 報致 告度 相及 成通 废牒

0

0

0

0

候候

科

H

1

修

身

及

公

民

科

通

學

科

職

業

科

数/

以時

上數

ス年 行 刑 成 規 程 4 别 行 紙 鍊 成 規 × + 年 B 3

之

施

績授 考及 查訓學程則刑

3

教

育

25

第第 第 第 第 第 少 三錬ノニ特一 年 職六五別四 業條條=條 條成心條=條 行 第第第第第 研 第 ス身 規 第刑附五四三二一 並普學究教二本ルヲ本定少一鍊 章章章章章 = 通年科授章規ヲ鍛規ア年章成則 體科ハラ及 程目録程ル受 規 成教就課總少 操ノ四置訓課ノ的シノモ刑總程 科教月 丰練 教 ト德教ノ者 育ス性育ラへ ト授一其期 ス及日/間程ヲ ヲハ除準則 訓=教八 行 涵青ク少 養年ノ年 科リ及通 15 シ學外受 日黎訓科 青 日校本刑 八年練二 本令規者 修三期年 鎮 臣ニ程ヲ 身月間、 成 民則=含 及三ハ本 所 トリ依ム 公十一科 ラ シルル以 民一年五 置 テ年 科日以年 必受 [11] 須刑

ナ者

ルニ

查對

質シ

ヲ其

及较訓 身 通 及 練 科 公 學 H/ 恩 民 科科 科 -1: Hi. 學 0 0 0 年 第 七五六 學 000 年 第 夢 六 0 年 33 九 學 0 0 年 第 五學 0 年.

·= 1: 1

普終トス

誦ルス

學

科

一トハ七研ニ本 表入普條究教科 通 科練ノ 科各ノ科教 =學教 ト授 趣 在年授ス及 リニ及訓 テ於訓 ハケ練 第ル科 一各目 表教八 本授本 科及科 - 訓 -在練同 リ科ジ テ目 11 / 第教 二授 表及 ノ訓 時練

身 通 及 操業 科 民 H 學 公 計 科 科科 科 第 五. 124 六 九 學 0 年 第 學 九 六 0

- 6. ---

計 Ŧi. 七 0 0 五. t 0 0 八 0 0 八 0 11 0 0

心研 モ究 第ノ科 及 訓 練 H 数 1 本 科 Ŧi. 學 年 時 數 = 準

-- = 2 /K 對べ條 年範以民、年民卒同又民、了入等高民民テ但新三ト/ 學學上學同限學業第八學同者學學等學學ハシニ章ス教 校校/校第二校者二三校第八查校科校校此心入 他受 事者 由ハ 二左 小第 因ノ 歌 ---通學 り各 不號 料年 滴二 當依 1- 1) 認就 ム學 ルセ 者シ

第

學修 學年二 學年以 學 青師年國年業國年、年國年修テ高校國國シシ 業一以科同四八學了通 者學テ第第年國年者科 八年入三二以民 本修學學學上學 科了資年年ノ校 修實初 了業等 者學科 八校修 本ノ了

科第程

第一度

一學ラ

年通ル

同第業

第二年

三學限

`科修

本本寶高二年高八學年初三普格琴修高初/身所就 科科業等學以等本年ノ等學通ト常了等等限ノシ 各第學科年上科科修實科年科ス科者科科二狀々 學一校修修/第第了業修修第ル、ハ第修在況ル學 年部ノ了了實一三者學了了二修中本一了ラ其少 修第第程者業學學又校程者學業學科學者式/年 了一一度又學年年ハノ度ハ年年校第年ハ 者學學ヲハ校修 卒第ヲ本 限又一修普 第者格 -11 學普ス

Fi.

ハ年年以卒ノ了 各修修テ業第程 相了了入者一度 當者者學ハ學ラ 墨ハハ資本年以 年本本格科修テ 科科卜第了入 第第ス三者學 三三ル學ハ資 學學修年本格 年年業 科ト 第ス

限

0

者學 ノ 校 編入 入學 二者 關檢 シ定

テ規

八程

其二

/依

程指

ノ定

程ラ

度受

= 5

應タ

ジル

前學

項校

例各

二學

港年

始

及

學

歷

素

蓬

生移教十修九應前式修專 課リ

ニ送育條了條ジニ 者テ依研課當該 ニノリ究程學當 就書就科ヲ年セ テ類學ニ修ニザ ハヲス進了就ル 之送ル學シ學者 ヲ付少セタセニ 前ス年シルシ就 務シ刑ベハベハ 者シ本シ其

ベタル程者科ノ定 刑ベ受ム者ムテ 送 ス

場

合

-

課

程

同

第

行ノ ヒ個 其性 1= 效留 果意 ヲシ 舉青

第 十ノ筆貸十前十者十ガナシト十二授十 コ教 ス練 四入受關本タ普當/ 要及教シル總ニハノ相ニ 旨訓授 二練及 準ハ訓 據特練 シニ テ就 之學 ヲ者

グ年

ル學

コ校

卜教

第 作訓 業練 技ハ 手惠 其任 11 他教 陸 軍 適師

當之

+ 7

ル行

職フ

員但

ヲシ

シ特

テニ

之必

二要

當ア

ラル

其

導

依

囑

2

+

當

+

第 統 付 將

七學記與六項五二四進三ム丰二努及一 條用帳ス條ノ條依條排條ルハ條力訓條第編ヲニシ相項 手 赐 學二每 學帳就シ職一教ト誨教べ科教章スケス規ル通科規 習ノ學テ業ヲ練ヲ師授シ目授 ニ様者其科圖ノ得●及 必式ニノノル實 要及對指科べ施 ナ記シ漢目シニ ル載テニニ 用事ハ當付 紙項青ラ必 筆ハ年シ要 記別錬ムア 帳=成ルリ 筆之所コト 墨ヲ手ト認 ノ定帳ヲム

付

- 1V

第

第

品ハ 之 湖 類ムヲ得ル 7 2 給 其 與 又 1

籍付月 簿心一 及要回 出了以 席ル上 簿場教 ハ合師 教亦ヲ 育同シ 主ジテ 他 任

任 理 保 管 責

0

本及事第份國年キシ 修規同項二青民行藝本 了程施一號年夕刑當規 ノ行及一學ル教小程 運規昭青校資育學所 卒用則和年教質令校期 業上制十學育ノニ又ノ 行司 證 遺定四校 / 基依八效 及憾ノ年令主礎ル國果 褒ナ要六青旨的コ民ヲ 狀丰旨月年其鍊卜學充 ヲ竝文學ノ成ト校分 式期ニ部校他ニシ初ニ ニセ施省規二力初等舉 神吟十年 開 ラ行訓程付メ等科ゲ 年一スレ上令制テラ普ノラ ル度ノ第定ハレ通未レ 件候注十ノ昭度教修候 意九要和候育了樣 事號旨十一ノ者致 項一並年 課二度 一青二四 程就本

ヲ年施月

參學行文

照校上部

セ令ノ省

ラ改注訓

レ正意令

ヲテ規

授ハ程

ケ從ノ

以前適

テ通用

皇少ナ

第

都移

了

年學シ普度送

ニ優ル科績ノ

褒等者ノ考他

狀操ニ課査/

ヲ行ハ程ヲ事

授善卒ヲ行由

與良業終フニ

スニ證了べ因

ルシヲシシリ

コテ授タ

ト他與ル

ヲノス者

得模ベニ

A

~

者

units.

對

範シハ

修

3

證

本

科

八シ

條第山

各章シ

授成

及績

訓考

練查

0

0

0

0

日

成

續

老

查

1

學

年

末

-

テ

7

致

授

及

訓

練

7

中

IF:

2

A.

IV

1

五、ペ

少校ハ修二 テニ程十八澤ノ十

高本業十 ハ十ヲ九其放

學

成一適年尋則巨業々通成其

行 等規年一附各條修條/

科程限條

第ノ二

規學用又常

程年ニハ小

制修付三學

了テ年校

者ハノ卒

及夫高業

高校第小

等初二學

科等學校

修科年第

了修ョー

者了修學

卜者了年

做國牙了

ス民ル者

张少

學者及

シ修

刑法 局省 昭行 樣 御修和甲 九五 月一依 三五, 命 日號

別樣年 式行 修紙別刑 了鬥紙鍊 ノ成 通規 決程 知證 相及 成卒 度業 候證 同 第 條

證 樣 式

年

刑

練

刑法

局省

第 ル 右 州 E 者 卜本 號 ヲ所 於 3 通 H 證 科 青 書 年 課 鍊 成 程年氏 所 長 勳位 修月 氏 B 名 生名 EU 3

辛ミ可其本據筱現シ成本

へ徒缺/規ス数下タ候日

勿ニノ心程ル的ノル處行

論理者身ハ新育水者右甲

他ノヲ鍛年度度ニ敷近一

方ミ錬錬學ヲヲ稽漸時四

炒=战 ス 校 加 確 へ 灰 少 八

行スルトニルス年加受號

刑ルヲ共則コル行ノ刑ノ

ノコ目ニルトノ刑傾者一

年偏スル令フ立少将年六行司

特ト的德教ト必教向中訓和甲格ナト性育相要育ニ雄会

克的青シ以儀認心共令少九八

ク素年日テニメ教ニニ年月號

就養學本被有兹育國依行十分

學ノ校臣教之二ノ民ル刑日二

者啓教民育候青外義義藥

/培育下者 年別務務成

個ヲノシニ

性旨特テ對

ニト質必シ

留スニ須専

意べ鑑不う

性ナト性育相要育=舊令十第ス 國々等者 ニク致ヲヲ成ア令在小ヲニル 民國小、

顧實候涵施タルニル學以年四件 學民學高

學途敦課規

校二育程程

令青制 ヲ制

二年度修定

準學ノア相

、論質ヲ青制制準ノハ第

標

準

格

A

列

五

第

號

及 右

コ本

和

B

何

青

鍊

成

所

動位

氏

印

者

所

ED

B 本標 準 規 格 A 列

玉.

第

號

優

张

樣

式

终 科褒

仍 行

テ善 兹良 質 ス

範右

ト 者

怎 學

ス業

月足等

H

所

ED

成 長 動位 氏 印

0

0

0

本 標 準規格 A 列 Ŧi.

日 生名 模

名《

刑法 局省 昭行 和甲 十第 1:--年六 九一 月八 七ノ

令 紙 1 通 定 × 器 和 + 月 日 E 之ヲ 施

年

刑

授 制 育

第第第第第 章章章章章 績科 程 行 考及 及 查教學編的教

第 三同高同同同初隨二 為二年一 年 等と條 ス則受條 育受ハ 民ツ教及

科左 第ヲル刑 第刑 各第第第第第第一本二目初者本一教附五四三二一 期二一四三二一六令章的等一令章育 /期期期期期期= ト普準/ 令 二依課 又通少教 目 則成教就課目年 業同國同同同國分ル程 教年育 ヲ刑國的 育編 學 施者民 ノ制 校 シヲ學 修 初 以含校 禁 業 テム合 年 科

限

1

2

之

育

四二

日以=

本下依

臣同ル

民ジ義

タン務

ル二教

ノ對育

基ショ

礎國終

的民ラ

錬學ザ

成校ル

ヲ合少

等 民

期 間 1 等

六 科 月第第第第第

月學學學學學 一年年年年年年 日 叉

H

0 0 7 閱 +

21

其

1

責

--

任

簿必一 及要回 出ア以 席ル上 簿場教 八合師 教亦ヲ 育同シ 主ジテ 任 7 3 憋 理

ゼ十ノ筆 シ四學記 續 考成 查績 八考 期查 末 = 於 7 行 E 成 結 佳 良

+

IV

者

7

者 25 前 項 1 規 定 = 11 ラ ズ 隨 時 之

ルノ八二務七 ルル六此五及四二

二. 入育 第 下又 限 能 リ

編移スヲ新三ヲハ智ニ學科教九

入送べ終二章得特能在級卜科月

要度

ア低

リク

下普

認通

21

心就

者學

二者

就卜

テ共

ハ學

特七

殊シ

學山

級ル

ヲニ

編適

制七

スザ

コ者條ノ條藝條號

ニノラハシハ三

必程ズ各高初十

期等等日

别科科又

二二及八

之在高翌

ヲリ等年

編テ科三

制ハヲ月

ス質通三

但業ジナ

シ科國一

特ヲ民日

別加科=

ノフ、終

情

7

iv

場

合

理ル

數

錬

期條編教條

スセシラ人・

ベラ

シレ

但夕

シル

必少

要年

ア受

リ刑

ト者

認ハ

ム前

ル刑

1 務

+ 所

1 =

前於

條ケ

1 12

例上

二 同

依一

第 第

ザ所就

ハル學

NE

者タ

其少

/年

學受

力刑

ヲ者

考二

査シ

シテ

之國

ヲ民

相學

當校

科令

1=

相依

當ル

期義

依 1) 数 授 1 1 II: 3 A N

テ十每十十十進成級十 ハ八期七ハ六級績セ五 高附褒條ノ條其條セ特シ條第ム條用帳 駅 成 / シェム 五べ 品ハ ヲ學績成都釋ム優 成章シ學ニ每 =則授業ハ績度放ル秀 與優本ノ成、コト ス等人評績移ト認 ル操ニ定考送ヲメ コ行之ハ査其得タ ト善ヲ十ヲノル ヲ良告點行他 得=知法フノ シスニベ事 テベ依シ由 他シリ 五. 模 點 範 以 及 上 n 7 成 ~ 績佳 者 良 -1-對

ス分 科 規 定 15 昭 和 + 年 四 月 -日 3 1) 之 7 施 行

月 行司 刑法 局省 打 田 第 九 號 訓 令 廢 Il:

iv 1 學 級 别

4

第 貸十得キ十拘十二十第九

ハニハーナ條六條

要ヲ民ニ容

ア行學之及

リフ校ヲ毎

トベ令定週

認シ施ム授

行

規

則

第

條

乃

至

業

時

數

15

别

表

---

依

IV

ス終 教條 ラ條四條第 海 ズ 條教ノ各四 師教教各ノ科特教章 習 其科授教趣ノ殊科 ノノス科旨教學ノ教 ---他教ルノニ授級科科 必 適授コ科準ニニ目及 當八十目據付付、教 ナ ナ教ヲニシテテ教授 用 ル師得付テハハ科 職之。必之國別內 筆 員ヲ ヲ行 記 シフ テ佃 PER. 之シ = 必 當要 類 ラア 2 1) 4 1 ル認 3 4 トル **ヲト** 

\_\_\_ IO \_\_\_

施 就

ムカコト曇ックハト從偽理 性追ル就トシ然體時無へ來シ行 意テ機業トテ徒シ局關稀ノタ法 相右格ヲ思働食未柄心ニ實ル上 成刑設勘料クス曾寒ナシ例場刑 度事 / 奬候コル有心ルテニ合事 為被御スニトコノスヤー微二被 添二相方爾習許突次 × 務二始 =

事被告人二 スル

念告配ル付ノト難可ニ面ス於告行司 記官配ルトラー舞き認用ルテ人们的申人意ノキ良ノ局キ認用ルテ人刑法 候對成針今ヲサ破第ラ所之メ對局省 ス様ヲ未涌レニトレ當等テス昭行ル致以決養ザ邁思兩局ノ之ル和B 睛度テ拘スル進料々ニモヲ作和甲 幾ノトヨツーツモリコ課士 分刑ハリア億テ亦進トハム 闘 策二眞二事テ率作ヲ義就日號 ニ對ニ於被皆ハ業請ニ業 協シ價テ告勞極ニ願有ノ カテ値モ人ノメ對ス之出 セハア亦ノ趣テシル候願 シ極ル人を旨低テコ處ヲ

體一	計		業科		
錬時科ノ	ni	水	商	I	
二時 付數		產	業	業	
テハクリ	=			_	0
ノ五 時十					
数分トース					
部ヲ以	=				0
テ教					<b>②</b>
練ニ充ツベシ			1		
ルツベ	=				
シ					
	-				
	=		- 4		
	_	-	•		
	=	39	一	農	
			産ノ大	I	
		<b>*</b>	了要	附	0
		1	同		

`國、下荷、、 年 禁策滴 モ作裁 行 錮上當 證業判 及價ナ 據ノノ 拘値ル 湮請審 留ア作 滅願理記 受ル業 逃ニニ 刑モ種 走對支 者ノ目 及シ障 ニヲノ自テヲ 就選選 殺ハ生 テブ定 等本ゼ スモコハ ノ人ザル 同ト困 為ノル 樣 惡個樣 -)-用性注 ノヲ意 片 IV 餘充ヲ II] 地分息 丰 1) E ナ種ラ 成 カ察ザ 理 12 上コン之ト iif ス N 7 4 7 現 7 下 ル許

#### 刑 教 育 令 改 正

ヒノル第 教一年一 育訓行六 ル要ニ以年六件 ニヲ伴テ 至生上少九一 里生ピタ月八 タ 外和行 工號 ルル八刑七ノ 下下年数日二 二國九育 因民月令 ル學行制 モ校甲定 ノ合築相

令之施九處日 八候 二一右行 國 伴號 八甲 足 令 年 受 刑

本有實三候本

		藝能科		Í	農東	五樓看	女			國民科			飲 科	
農		習	晋	武	<b>普</b>	理	算	地	國	國	修	7	科	
業	畫	字	樂	道	操	科	數	理	史	27. 111	身、		H	
	-	_			=		=		1	=	_	時數	第	
	表形現象	カナ	基歌礎唱	1	體操		算數	- /-		話讀 方方	國民	內		初
	鑑看賞取	楷	練鑑 習賞		器徒 械手		般			書綴 方方	道德	容	期	793
	-				=		=			=		時數	第	
	同	同	同	- /	同		同			同	同	內	-	
												容	期	
	_	-	_		=		=	-				時数	第	等
	同	行カ書ナ	同		同	理科	同		郎良とノ	話讀	同	內	=	
		楷書				一般		大灌	思大	綴方		容	期、	
	-	9	_		=	_	11	_		_		時數	第	
	同	同	同		同	同	同	地理ノ	國史ノ	同	同	內	四四	科
								大要	大要			容	期	
	-	-			-	_		-		-	-	時数	第	
	同	草楷書書		基武遊道	同	同	同	同	同	同	同	內		高
		行書		動簡易								容	期	
		-		-		_		-	1.	-		時數	第	等
	同	草楷書書		同	同	同	同	同	同	同	同	內	1	科
		鑑行 賞書										容	期	

相行ナニ脅國 丰留質民 成刑 度錬ヲ意ノ學 候成期シ基校 規セツ礎令 程ラッ的ニ ニレ質錬則依度力成ル ル候ノヲ初 相尙短為等 當本期ス普 科課養ヲ通 ノ程成目教 相ヲニ的育 當修力トノ 學了メス課 年シラル程 ニタレヲヲ 編ル所以授 入者期テケ スハノ克以 ル之目クテ コヲ的就日 下引達學本

二續成者臣

御キニノ民

取少遺個々

扱年憾性ル

モサンフオ

妨法某ル法

ナ方青モ方

シ曲年妨曲

分所

字長

體印

1

篆

書

7

用

中

字數

二依

之

7

1)

尺錬ナ尺

七成シー

7

Ŧi.

分

字

體

11

篆

書ヲ

用

牛

字數

=

依

1)

之

7

15

年

刑

務所

長ヲ

以

テ青

年鍊

成

所長

ニ充ツ

ル

ノ錬

矯正図書館

年 行 刑 敦 育令 運 用 關ス

シ八刑法 局省 各項御了知行甲第 年--十九七 刑 教育令 日號

定青少

相年年

成鍊行

候成刑

條所鍊

御ノ成

了長規

度少條 此年二

知相成之八智第三人们司法省

段刑依和甲

及及依命通牒は かかり 少年刑務所長ヲ以い 中第一六 の

之內一四

使テ 所

- -

ツ置

ルセ

局省

月〇

日號

處日 之行 力甲 阔一 左號 記ノ 各一 知以 相テ 成少月六 候行 制 定 相 成

ル號シ ノテス ヲ年目錬等一來所 テ以スニ期依一版 青ルノラを 校 卜級際課 二昭程 在和ヲ ル八修 者年了 ハ九セ 之月ザ ヲ行ル 夫甲少 々第年 科 H 本一受 要旨 令三刑 二九者 依一二 弘

教 育 = 付 テ 1 本令

#### 青年 練 所長 印章 制定ノ件依命 通 牒

行司 刑法 局省 月〇三二 一无. 日號

一知青少相年年 某成鎮行 **害废成刑** 年候所錄 及成 同規 所程 長第 1= 用 ス依 ベリ 丰少 印年 章刑 左務 1所 通內 決二 定設 相置 成セ 候ラ 條レ 御夕 TIV

战 所 FII

編 輯 後 記

にまで それを て發生的な面ではさう して來 關聯に於て、 ないと思ふの 任ふ事 なはせ、 をつ 議を及 顧 荷物 、外普請胴突杯其 た今日 みることは自 也 草履 を運ば 世 -20 ほ である すも そして又極 0) な その 刑 作らせ、 をこなさ せ、 務作業 0) が、刑法と であ 姿に於て、 外の 曲 車 刑 な を引か取 の本質 事にも ると めて發 の極 せ、 do

Vancourant to the state of the

本誌の 大い には新裝をも に想 を練 0 つて世に出る 0 つ僧 1 制に ある。 0 1. 來 ては 運 年

る私見」はさらし

た點

に種

2

記官

0)

務

作業

に關

を提議したものと考

へる。

門

版町東

番番會

力に認識せられる 0 3 稿 のの力 となることを願 間の原本は木は てゐる。 もの たにのせる 御厚志にそむく 本月號か その後 表現として」 學者 1. 獵 である。 1. ふ論議を通じて緊密なもの な 法 の意見と現場 l. 伝であると共に、最 0) 6 れるの 木十 であるのである。 ナチ ナチス 70 誤譯に 先生 木村龜二教授) ~ 0 ス 0) 7 の御 であ 志 統 已まない。 場 のよ 1. lúj 0) 0) 厚志によ なきを 0 って、 最も新 行刑 1 意見 て先生 それは ッに於 ----層强 あ を新 木 そ 0

定規文注 告 廣 表 價 定 ○替取御御 五を扱送注 九利に金文 番用ではは 刑せ拂郵總 通等等 册 冊 務ら込便で (稅 (税共) 税共 協れの爲前 共 會たこ替金 頁頁頁 としとなのすいらこ 1,95 金金金 金 金 金 る口但ばと 三四五 こ座し司 とはな法 圓 圓 東る省 +++ 六 八 京べ郵 二く便 + 五振局 錢 圓圓圓 鎹 錢 

昭昭明 和和治 印 發編 +++ 行東刷東刷東行輯東六六七 京京京京京年年年所市所市人市人兼市十九月 町月月二 一十六 を 層務町河町 ケ八日 關日日第 京四務一協 一發印三 二人二原了 刷種 目 納郵 一行本便 虎 物 認 [II 所 息

..... 13 ......

コラ 加 1 v 7 二牙 決ル

錬科 教 授及 訓 鍊

少要教初

趣旨 行= セ對 ラシ レテ 度施 キス コベ トキ

昭行 和甲 十第六 年一 九六

0

